

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業

事業契約書（案）

防衛省

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する事業契約書（案）

- 1 事業名 Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業
- 2 調達要求番号 7-24-2005-027A-K -0012
品名・数量 Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（本事業衛星等整備）
1式
7-24-2005-026A-K -0013
Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（本事業衛星等運用・維持管理等）1式
- 3 事業場所 本契約別紙1に定めるとおり。
- 4 事業期間 契約締結日から平成43年3月31日まで
- 5 契約代金額 ¥●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●)
(ただし、その内訳金額は本契約別紙2に記載するところによる。)
- 6 契約保証金 本契約第9条に定めるとおり。

上記の事業について、支出負担行為担当官 防衛省装備施設本部長（以下「発注者」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）とは、別添の条項による公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年●月●日

発注者 住所

事業者 住所
商号
代表者

[支出負担行為認証・登録年月日及び番号：平成 年 月 日・第 号]
認証する。

支出負担行為認証官

防衛省装備施設本部副本部長（総務担当）

目 次

前文 本契約の前提	1
第1章 総則	2
第1条 (契約の目的)	2
第2条 (用語の定義)	2
第3条 (事業の趣旨の尊重及び遵守事項)	2
第4条 (契約書類及び規定の適用関係)	2
第5条 (秘密の保持)	3
第6条 (共通事項)	3
第2章 本事業の実施に関する事項	4
第7条 (契約の期間)	4
第8条 (事業の概要)	4
第9条 (契約の保証)	4
第10条 (権利義務の譲渡等)	5
第11条 (事業者の責任)	5
第12条 (事業工程表及びサービス対価内訳書)	5
第13条 (本事業衛星、地上施設及び成果物の著作権)	6
第14条 (第三者の知的財産権等の侵害)	6
第15条 (選定企業の使用等)	7
第16条 (選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)	7
第17条 (各業務等における第三者の使用等)	8
第18条 (使用人等に関する事業者の責任)	8
第19条 (相乗事業者に関する事業者の責任)	8
第20条 (本事業の従事者)	9
第21条 (監視職員)	9
第22条 (事業者の総括代理人)	10
第23条 (総括代理人等に関する措置請求)	10
第24条 (業績等の監視及び改善要求措置)	10
第25条 (事業者に対する支払)	11
第26条 (遅延利息)	11
第27条 (費用負担等)	11
第28条 (租税公課の負担)	11
第29条 (許認可の取得等)	12
第30条 (保険の付保等)	12
第31条 (要求水準の変更)	12
第32条 (要求水準の変更による措置)	13

第33条	(損害賠償責任)	14
第34条	(第三者に生じた損害)	14
第35条	(法令変更による措置)	15
第36条	(不可抗力による措置)	16
第37条	(中断による措置)	17
第38条	(関係者協議会の設置)	18
第3章	本事業衛星の調達及び地上施設の整備に関する事項	18
第1節	共通事項	18
第39条	(本事業衛星の調達及び地上施設の整備)	18
第40条	(本事業衛星及び地上施設に関する資料)	18
第41条	(発注者による確認等)	18
第42条	(納入書類)	19
第43条	(業務計画管理)	19
第44条	(月間報告)	19
第45条	(設計の実施及び管理)	19
第46条	(設計図書の作成及び提出)	19
第47条	(設計図書の変更)	20
第48条	(試験実施要領書の作成及び提出)	21
第2節	本事業衛星等の調達に関する事項	21
第49条	(本事業衛星の製造)	21
第50条	(1号機のインテグレーション)	21
第51条	(本事業衛星に係る試験)	22
第52条	(本事業衛星の出荷前審査)	22
第53条	(射場への輸送)	22
第54条	(射場作業等確認実施要領書)	23
第55条	(射場作業及び確認)	23
第56条	(本事業衛星に係る完成確認通知書の交付)	23
第57条	(調達業務に関する責任分担)	23
第3節	地上施設の整備に関する事項	24
第58条	(地上施設の整備)	24
第59条	(事業用地の確保等)	24
第60条	(関係資料等の貸与)	25
第61条	(地上施設の整備に伴う近隣対策)	25
第62条	(事業用地の調査)	26
第63条	(調査業務における第三者の使用等)	27
第64条	(建築確認申請に関する説明及び報告)	27

第65条	(完成等に係る許認可等の取得)	27
第66条	(地上施設に係る試験)	27
第67条	(地上施設に係る完成検査)	28
第68条	(地上施設に係る完成検査不合格)	28
第69条	(地上施設に係る完成確認通知書の交付)	28
第70条	(事業者による地上施設の登記)	28
第71条	(整備業務に関する責任分担)	28
第4節	本事業衛星の打上げ並びに本事業衛星及び地上施設の引渡し	29
第72条	(周波数の確保及び無線局免許の取得)	29
第73条	(本事業衛星の打上げ)	29
第74条	(引渡予定日の延期)	30
第75条	(本事業衛星の受領検査)	30
第76条	(本事業衛星及び地上施設の所有権移転)	31
第77条	(引渡し遅延に伴う措置)	31
第78条	(地上施設に係る瑕疵担保責任)	31
第79条	(ソフトウェアの保証等)	32
第4章	維持管理・運用に関する事項	32
第80条	(運用要員等の教育・訓練)	32
第81条	(初期性能確認)	32
第82条	(業務体制の整備)	33
第83条	(維持管理・運用業務の実施)	33
第84条	(維持管理・運用業務に伴う近隣対策)	33
第85条	(維持管理・運用業務における第三者の使用等に係る措置)	34
第86条	(業務報告書等の作成及び提出)	34
第87条	(地上施設の所有)	34
第88条	(地上施設の更新)	34
第89条	(地上施設の損傷等)	34
第90条	(緊急時の措置)	35
第91条	(維持管理・運用業務に関する責任分担)	35
第92条	(維持管理・運用業務の終了)	36
第5章	全般管理に関する事項	36
第93条	(全般管理業務における第三者の使用等に係る措置)	36
第94条	(全般管理に関する責任分担)	36
第6章	サービス対価の支払に関する事項	37
第95条	(サービス対価の支払)	37
第96条	(サービス対価の改定)	38

第97条（性能未達状態での引渡しの場合のサービス対価の変更等）	38
第7章 維持管理・運用期間中の分損又は全損	39
第98条（本事業衛星の分損又は全損の回避）	39
第99条（分損又は全損の原因調査）	39
第100条（本事業衛星の分損時の措置）	40
第101条（本事業衛星の全損時の措置）	40
第8章 本契約の解除及び終了に関する事項	42
第1節 解除権等	42
第102条（発注者の解除権—全部解除）	42
第103条（発注者の任意による解除）	43
第104条（事業者の解除権）	43
第105条（法令等の変更等又は不可抗力による解除）	43
第106条（一部解除）	44
第2節 引渡日未到来の本事業衛星及び地上施設に係る契約解除の効力	44
第107条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）	44
第108条（発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力）	45
第109条（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）	46
第3節 引渡日到来後の本事業衛星及び地上施設に係る契約解除の効力	47
第110条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）	47
第111条（発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力）	48
第112条（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）	49
第4節 本契約の終了	50
第113条（契約終了時の事務）	50
第114条（関係資料等の返還）	50
第115条（関係書類の引渡し等）	50
第9章 表明保証及び誓約等	51
第116条（事業者による事実の表明保証及び誓約）	51
第117条（提出書類）	51
第118条（その他特約条項）	51
第10章 雑則	51
第119条（本契約の変更）	51
第120条（準拠法及び裁判管轄）	52
第121条（解釈）	52
附則	53

別紙	1	事業場所.....	54
別紙	2	契約代金額の内訳.....	55
別紙	3	用語の定義.....	56
別紙	4-1	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条 項.....	64
別紙	4-2	秘密の保全に関する特約条項.....	72
別紙	4-3	装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン.....	77
別紙	5	秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項.....	83
別紙	6	業績等の監視及び改善要求措置要領.....	85
別紙	7	サービス対価の算定及び支払方法.....	86
別紙	8	事業者等が付す保険等.....	87
別紙	9	不可抗力による費用分担.....	91
別紙	10	「国有財産無償貸付契約」の様式.....	93
別紙	11	各「本事業衛星」に「分損」が発生した場合の違約金の算定方法.....	96
別紙	12	暴力団排除に関する特約条項.....	97
別紙	13	談合等の不正行為に関する特約条項.....	99
別紙	14	再計算の利息の算定にかかる「割賦利率」.....	101

前文 本契約の前提

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の定めるところにより「選定事業」として実施するものである。

「本事業」における「公共施設等の管理者等」は、防衛大臣である。また、「支出負担行為」に関する事務を行う者をもって「発注者」とする。

国は、「本事業」について、平成23年11月2日に「PFI法」第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、平成24年3月30日に「PFI法」第6条の定めるところにより「本事業」を「選定事業」とした。

「発注者」は、「PFI法」第7条第1項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項に定める方法により行った。その結果、「発注者」は、平成24年●月●日に「本事業」の実施を担う民間事業者を特定し、平成24年●月●日に当該民間事業者との間で「基本協定書」を締結した。

「発注者」及び「事業者」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の趣旨を踏まえ、「本事業」の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、「発注者」及び「事業者」が相互に協力し、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる引用符付きの用語の定義は、本契約別紙3の用語の定義に定めるところによる。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 「事業者」は、本契約の定めるところにより、「本事業」が、「本事業衛星」（「1号機」に係る「中継器等」を除く。）を調達（「本事業衛星」の打上げを含む。）するとともに「本事業衛星」の運用に必要な「地上施設」（「1号機」に係る「中継器等管制局」器材の一部を除く。）を整備し、その機能及び性能が将来にわたって適切に確保されるように維持管理し、かつ「本事業衛星」を運用（「本事業衛星」の初期性能確認を含む。）する事業であることを十分に理解し、「本事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 「発注者」は、「本事業」が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 「発注者」及び「事業者」は、本契約の履行にあたり、日本国の「法令等」を遵守する。

4 「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「事業計画書」に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。

(契約書類及び規定の適用関係)

第4条 本契約は、次の各号に掲げる書面により構成される。

一 「事業契約書」

二 「入札説明書等」

三 「事業計画書」

2 「事業契約書」、「入札説明書等」及び「事業計画書」の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、「事業契約書」、「入札説明書等」、「事業計画書」の順に優先して適用される。

3 「事業契約書」又は「入札説明書等」それぞれに含まれる書類間で疑義が生じた場合は、「発注者」と「事業者」との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、「要求水準書」と「事業計画書」の内容に差異がある場合には、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に記載された水準

を上回るときに限り、「事業計画書」に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が「要求水準」となる。

(秘密の保持)

第5条 「発注者」及び「事業者」は、本契約期間中及び本契約終了後も、本契約の内容、本契約に関する協議の内容並びに「本事業」に関して本契約の相手方当事者、「中継器等製造者」及び「官給管制器材製造者」より開示を受けた情報につき、本契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、「発注者」若しくは「事業者」が、司法手続若しくは「法令等」に基づき開示する場合、「選定企業」、「本事業」に関連して業務を委任したアドバイザー若しくは「本事業」に融資を行う金融機関等に対して、本契約と同等の秘密保持義務を課して必要な範囲で開示する場合、「事業者」から「本事業」を引き継ぐ若しくは引き継ぐことを検討する第三者に対して「発注者」が必要な範囲で開示する場合、又は本契約に基づき開示することが認められる場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
 - 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 3 前二項の規定に加え、「事業者」は、別紙4-1乃至別紙4-3の特約条項等の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。
- 4 本契約の他の規定にかかわらず、秘密等の保全又は保護については、別紙5に定める特約条項が適用される。かかる特約条項に基づく違約金は、本契約の他の規定に定める違約金とは別個のものであり、本契約の他の規定に定める違約金支払義務が発生した場合に、当該違約金から別紙5に基づき発生した違約金は控除されない。
- 5 別紙4-1乃至別紙4-3及び別紙5の適用において、甲とあるのは「発注者」をいい、乙とあるのは「事業者」をいい、仕様書等とあるのは「要求水準書」をいう。

(共通事項)

第6条 本契約に定める請求、勧告、通知、報告、申出、確認、承認、承諾、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、「発注者」が必要と認めた場合には、この限りではない。

- 2 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

- 7 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 8 本契約で定められている「法令等」が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された「法令等」が本契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

（契約の期間）

- 第7条** 本契約は、その締結日からその効力を生じ、「事業期間」の満了日に終了する。
- 2 各「運用終了予定日」までに各「本事業衛星」の軌道外投棄が完了しないことが合理的に予想される場合又は各「運用終了予定日」以降も各「本事業衛星」の継続利用が可能であると合理的に認められる場合には、「発注者」は、「事業者」に対して当該「運用終了予定日」の6ヶ月前までに事前に通知することにより、「発注者」が指定する日まで当該「運用終了予定日」を延長することができる。

（事業の概要）

- 第8条** 「本事業」は、「事業契約書等」に定める「各業務」及び「その他の業務」、これらの業務の実施に係る資金調達並びにこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成されるものとし、「事業者」はその他「本事業」に関連のない事業を行ってはならない。
- 2 「本事業」の予定スケジュールは、以下のとおりとする。

平成●年●月●日	「1号機」及び「1号機」に係る「地上施設」の引渡し
平成●年●月●日	「2号機」及び「2号機」に係る「地上施設」の引渡し
平成42年4月末	「1号機」の「運用業務」の終了
平成43年3月末	「2号機」の「運用業務」の終了及び「本事業」の終了

（契約の保証）

- 第9条** 「事業者」は、本契約の締結日から「2号機」に係る「引渡日」までの期間について、次の各号に掲げるいずれかの保証を付すものとし、当該保証に係る保証金額又は保険金額は、次項に掲げる金額としなければならない。
- 一 保証金の納付
 - 二 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 本契約の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、「発注者」が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - 四 本契約の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証金額又は保険金額は、「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額とする。ただし、「1号機」に係る「引渡日」の翌日から「2号機」に係る「引渡日」までの間は、「2号機整備費」（「2号機割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額とする。

- 3 第1項の規定により、「事業者」が同項第二号及び第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。
- 4 「本事業衛星等整備費」の変更があった場合には、保証の額が変更後の「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）（ただし、「1号機」に係る「引渡日」の翌日から「2号機」に係る「引渡日」までの間は、「2号機整備費」（「2号機割賦手数料を除く。））の10分の1に達するまで、「発注者」は保証の額の増額を請求することができ、「事業者」は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第10条** 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。
 - 3 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、各「選定企業」、「打上企業等」その他の「基本協定書」第11条の規定に基づき「基本協定書」別紙5に掲げる業務を受任し、又は請け負って実施する者を変更してはならない。
 - 4 「発注者」は、「選定企業」、「再受任者」、又は「下請負人」が、「事業者」の経営若しくは「本事業」の安定性を阻害し、又は「本事業」に関与することが適当でない者となった場合には、「事業者」に対して当該者が「本事業」に関与しないようにするために必要な措置をとるよう求めることができる。

（事業者の責任）

- 第11条** 「事業者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業契約書等」に従い「本事業」を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、「本事業」を適正かつ確実に実施し、「本事業」の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 本契約に別途規定されている場合を除き、「発注者」の「本事業」に関する確認若しくは立会又は「事業者」から「発注者」に対する報告、通知若しくは説明を理由として、「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、「発注者」は何ら責任を負担しない。

（事業工程表及びサービス対価内訳書）

- 第12条** 「事業者」は、本契約の締結後14日以内に、「事業契約書等」に基づき、「発注者」が別途指示する様式により本契約の締結日から平成43年3月31日までの「事業工程表」を作成し、「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 「事業者」は、「本事業」を「事業工程表」に従い実施し、「事業工程表」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
 - 3 「事業者」は、「事業工程表」について変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「事業工程表」を提出し、確認を受けるものとする。

- 4 「事業者」は、本契約締結後及び各設計の完了後 30 日以内に、「発注者」が別途指示する様式により「サービス対価」の内訳書を作成し、「発注者」に提出の上、確認を受けなければならない。

(本事業衛星、地上施設及び成果物の著作権)

第13条 「本事業衛星」、「地上施設」及び「成果物」が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。ただし、「本事業衛星」から送信されるデータの著作権は「発注者」に帰属する。

- 2 「事業者」が「本事業」の実施に当たり作成した「設計図書」、「運用手順書」、ソフトウェアその他の著作権は、「発注者」が受領した時点をもって「事業者」から「発注者」に移転する。ただし、「事業者」が従来より権利を有していたもの及び「本事業」の実施により新たに作成した、同種の著作物に共通に利用されるノウハウ等に係る著作権は、「事業者」に留保し、「事業者」は「発注者」に対して当該著作物等の無期限かつ無償の使用権を付与し、自ら又は作者（「発注者」を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
- 3 「事業者」は、「発注者」の事前の書面による承諾なく、前項に規定する著作物等を自ら又は「選定企業」をして、第三者へ譲渡してはならない。「発注者」の事前の書面による承諾を得て前項に定める著作物等を第三者に譲渡する場合には、「事業者」は、「発注者」がその第三者から前項に定める条件でその著作物等の使用権の付与が受けられることを保証する。
- 4 前二項の規定は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備される「地上施設」に係る著作物等には適用されない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第14条 「事業者」は、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害しないこと、並びに「本事業衛星」、「地上施設」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害していないことを、「発注者」に対して保証する。

- 2 「事業者」が、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害し、又は「本事業衛星」、「地上施設」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害する場合には、「事業者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は「発注者」が指示する必要な措置を行う。ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法若しくは運用方法等を使用したことに起因する場合、又は「発注者」が調達する「1 号機」の「中継器等」若しくは「中継器等管制局」器材の一部に起因する場合（この場合において「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限る。）は、この限りでない。

(選定企業の使用等)

- 第15条** 「事業者」は、「各業務」を、各「選定企業」に委任し、又は請け負わせるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、「各業務」の全部又は一部を各「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項に規定するもののほか、「事業者」は、次に掲げる業務を、当該業務を含む「各業務」を「事業者」から受任し、又は請け負った「選定企業」をして自ら実施させ、又は各「選定企業」に再委任させ、若しくは下請負させるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、当該業務の全部又はその主たる部分全体を一括で「選定企業」以外の第三者に再委任させ、又は下請負させてはならない。
- 一 「調達業務」のうち「本事業衛星」の製造に関する部分
- 二 「整備業務」のうち管制設備・器材又は「統合衛星 NMS」若しくは「統合通信インタフェース装置」の製造に関する部分
- 3 前二項に規定するもののほか、「事業者」は、統括マネジメント業務については、「全般管理業務」を「事業者」から受任し、又は請け負った「選定企業」自ら実施させるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、当該業務の全部又はその主たる部分全体を一括で各「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に再委任させ、又は下請負させてはならない。
- 4 「事業者」は、「各業務」又は「その他の業務」を「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。
- 5 「事業者」は、「各業務」又は「その他の業務」を「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせたときは、当該業務の委任又は請負に係る締結済み契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。
- 6 前項の規定は、契約書の内容が変更された場合及び第 10 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき契約の相手方が変更された場合について準用する。
- 7 「事業者」は、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。
- 8 「事業者」は、前項に定める場合のほか、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第16条** 「事業者」は、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する各「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者をして、当該業務の全部又はその主たる部分全体を一括して第三者に再委任させ、又は下請負させてはならない。
- 2 「事業者」は、「調達企業」をして、「打上企業」に対し、「本事業衛星」の打上業務を再委任させ、又は下請負させなければならない。なお、「事業者」は、「調達

企業」をして、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して「打上企業」及び「打上関連企業」に生じた費用又は損害を「事業者」及び「調達企業」が原則として一切負担しない旨規定させなければならない。

- 3 「事業者」は、「全般管理企業」をして、「入札説明書等」に定める要件を充足する者として「発注者」があらかじめ承諾する第三者に対し、「本事業衛星」の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援を再委任させ、又は下請負させなければならない。

(各業務等における第三者の使用等)

第17条 「事業者」は、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する各「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者をして、「各業務」の一部（ただし、第15条第2項及び第3項の規定に従う。）又は「その他の業務」を第三者に再委任し若しくは下請負させたとき、又は前条第2項及び第3項に基づく第三者への再委任若しくは下請負を行わせたときは、遅滞なく「発注者」に対してその旨通知し、「発注者」の請求があった場合には、当該業務の委任又は請負に係る締結済み契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。また、当該契約書の内容が変更されたときも同様とする。

- 2 「事業者」は、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する各「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者をして、前項に基づく再委任又は下請負を行わせるときは、当該業務の再委任又は下請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を「再受任者」又は「下請負人」に負わせなければならない。
- 3 「事業者」は、「各業務」及び「その他の業務」の実施に係る「再受任者」又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(使用人等に関する事業者の責任)

第18条 「事業者」は、自ら、「選定企業」、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する「選定企業」以外の第三者、「再受任者」又は「下請負人」が用いた使用人等による業務上の行為に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(相乗事業者に関する事業者の責任)

第19条 「事業者」は、「相乗事業者」の行為に関する一切の責任を負うものとし、「相乗事業者」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(本事業の従事者)

第20条 「事業者」は、「各業務」及び「その他の業務」を行うにあたって必要な有資格者を配置しなければならない。

- 2 「事業者」は、「情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（防管装第6186号。13.8.10）」の規定の例により「発注者」に対して届出を行った者でなければ、「各業務」及び「その他の業務」の従事者（「再受任者」及び「下請負人」における従事者を含む。）として使用してはならない。

(監視職員)

第21条 「発注者」は、「監視職員」を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を「事業者」に通知する。また、「監視職員」を変更したときも変更した日から14日以内に、その氏名を「事業者」に通知する。

- 2 「監視職員」は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく「発注者」の権限とされる事項のうち、「発注者」が必要と認めて「監視職員」に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 「本事業」の適正かつ確実な実施についての「事業者」又は「事業者」の「総括代理人」に対する請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議
 - 二 「事業者」により提供される「本事業」の実施に係る「要求水準」の達成状況の監視
 - 三 本契約の義務の履行に係る「本事業」の実施状況の監視
 - 四 「事業者」の財務状況及び「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者との契約内容の監視
 - 五 「事業者」が作成及び提出した資料の確認
 - 六 「各業務」及び「その他の業務」を実施するうえで必要となるすべてのデータ、文書、図面、仕様、工程計画書、ソフトウェア等の「関係資料」及び情報を提供させ、又は閲覧すること
 - 七 試験又は検査
- 3 「発注者」は、2人以上の「監視職員」を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの「監視職員」の有する権限の内容を「事業者」に通知する。また、本契約に基づく「発注者」の権限の一部を「監視職員」に委任した場合には、当該委任した権限の内容を「事業者」に通知する。
- 4 第2項の規定に基づく「監視職員」の請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 「発注者」が「監視職員」を置いた場合には、本契約に定める「発注者」に対する請求、通知、報告、申出、要請等は、「監視職員」を経由して行う。この場合において、「監視職員」に請求、通知、報告、申出、要請等が到達した日をもって「発注者」に到達したものとみなす。
- 6 「発注者」が「監視職員」を置かない場合には、本契約に定める「監視職員」の権限は、「発注者」に帰属する。

(事業者の総括代理人)

第22条 「事業者」は、「総括代理人」を置くものとし、その氏名その他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない。「総括代理人」を変更したときも同様とする。

- 2 「総括代理人」は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく「事業者」の一切の権限を行使することができる。
 - 一 契約代金額の変更
 - 二 契約代金額の請求及び受領
 - 三 第23条第1項の請求の受理
 - 四 第23条第2項の決定及び通知
 - 五 契約の解除
- 3 「事業者」は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、要請及び解除等を、「総括代理人」を経由して行うものとし、「発注者」は、本契約に定める請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議を、「総括代理人」を経由して行うものとする。

(総括代理人等に関する措置請求)

第23条 「発注者」は、「総括代理人」がその職務の執行につき、「本事業」の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から14日以内に「発注者」に通知しなければならない。
- 3 「事業者」は、「監視職員」がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、「発注者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 「発注者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から14日以内に「事業者」に通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

第24条 「事業者」は、「事業計画書」に従い、自らの「業績等」を確認し、「発注者」に報告する。

- 2 「発注者」は、本契約別紙6の定めるところにより、「事業者」の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、「本事業」に関する「業績等」の監視を行う。
- 3 「事業者」は、本契約に定めがある場合、又は「発注者」の請求があるときは、「事業者」及び「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者が実施する業務の実施状況並びに本契約の履行状況について、「発注者」に説明及び報告しなければならない。

- 4 「発注者」は、随時に、「事業者」及び「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者が実施する「本事業」の実施状況並びに本契約の履行状況について、実地にて確認することができる。
- 5 「発注者」は、前四項の結果、「本事業」に関して「業務不履行」があると認める場合は、本契約別紙6の定めるところにより改善要求措置をとる。

(事業者に対する支払)

- 第25条** 「発注者」は、本契約別紙7の定めるところにより「サービス対価」を「事業者」に支払う。
- 2 「発注者」は、本契約に基づいて生じた「事業者」に対する債権及び債務を「法令等」の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

- 第26条** 「発注者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「事業者」に支払わなければならない。
- 2 「事業者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「発注者」に支払わなければならない。

(費用負担等)

- 第27条** 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、「サービス対価」及び本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が負担する。
- 2 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な「事業者」の資金の調達は、本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が自らの責任と費用で行う。
 - 3 「発注者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業者」に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。
 - 4 本契約において該当する事由に応じて費用負担を定める場合において、該当する事由が複数あると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」の間で協議の上、当該費用の分担を定める。

(租税公課の負担)

- 第28条** 本契約及び「本事業」に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて「事業者」が負担する。

(許認可の取得等)

第29条 「事業者」は、「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、「発注者」が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、「発注者」が必要な措置を講ずる。当該措置について「事業者」に協力を求めた場合には、「事業者」は、「要求水準書」に記載されているものについてはすべてこれに応じ、また、「要求水準書」に記載されていないものであっても、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、これに応じる。
- 3 「事業者」は、前項に定める場合を除き、「本事業」を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。
- 4 「発注者」は、第1項に定める「事業者」による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、「事業者」から協力を要請された場合には、「法令等」の範囲内において必要に応じて協力する。
- 5 「事業者」は、「本事業」の実施に係る許認可等（第2項により「発注者」が取得等したものを除く。）の原本を保管し、「発注者」の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを「発注者」に提出する。

(保険の付保等)

第30条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担により、「本事業」に関して、別紙8に定める保険に加入する。

- 2 「事業者」は、別紙8に定めるもののほか、自らの責任及び費用負担により、「本事業」の実施に必要となる保険に加入することができる。
- 3 「事業者」は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前二項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、「要求水準書」に定める時期までに「発注者」に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。
- 4 「事業者」は、「発注者」が「本事業衛星」に関して保険を付保する場合、「発注者」の保険付保作業に必要な支援を実施する。
- 5 「事業者」は、前項に基づき「発注者」により付保された保険を適用することとなった場合、「発注者」の保険金請求作業に必要な支援を実施する。

(要求水準の変更)

第31条 「発注者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「事業者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」から当該書面を受領した日から14日以内に、当該変更に伴う措置、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。

- 2 「発注者」又は「事業者」は、技術革新等により「サービス対価」の減額を目的とした「要求水準」の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して「サービス対価」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。
- 3 前二項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な変更を定め、「事業者」はこれに従わなければならない。
- 4 「事業者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「発注者」に通知し、その変更に関する協議を求めることができる。この場合において、「事業者」は、当該変更に伴う措置、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。
- 5 前項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合、「要求水準」の変更はなされない。

(要求水準の変更による措置)

- 第32条** 「事業者」は、前条第1項及び第4項に定める変更の協議において、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延、「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。
- 2 「事業者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「事業者」が当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害並びに「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」に関して「発注者」に発生した増加費用及び損害を負担する。
 - 3 前項の規定は、第33条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。
 - 4 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」及び「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「発注者」が当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担し（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本項に基づき「発注者」が負担する増加費用は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。また、当該変更により「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更できる。

- 5 「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、「発注者」は、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
- 6 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされ、「本事業」の実施に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生し、又は「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し若しくは「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、第35条又は第36条に従う。
- 7 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、第35条第5項又は第36条第5項がそれぞれ適用される。
- 8 「要求水準」の変更がなされる場合であって、「設計図書」の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「設計図書」を変更する。
- 9 「要求水準」の変更がなされる場合であって、「整備調達業務」の「業務計画書」の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「業務計画書」を変更する。
- 10 「要求水準」の変更がなされる場合であって、「維持管理・運用業務」の「維持管理・運用計画書」の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「維持管理・運用計画書」を変更する。

(損害賠償責任)

第33条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の当事者が本契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に生じた損害)

- 第34条** 「事業者」は、「本事業」の実施に関して第三者に人的損害又は物的損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに「発注者」に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。
- 2 前項で規定された第三者の損害に関して「発注者」が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、「事業者」は、当該金銭に相当する金額を「発注者」に対して補償する。
 - 3 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（昭和58年条約第6号）に基づき「発注者」が第三国に損害を賠償した場合であって、当該損害が「事業者」の責めに帰すべき事由により生じたときは、「発注者」は、「事業者」に対して、その補償を求めることができる。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、第三者（「打上企業」及び「打上関連企業」を除く。以下この項及び次項において同じ。）の損害が各「本事業衛星」の「引渡日」から1年が経過した日以降における「本事業衛星」の所有、使用又は管理に関する事象に起

因して生じた場合であって、当該事象について「事業者」に故意又は重過失がないことを第99条第2項の例により「事業者」が証明したときは、「発注者」が当該第三者に対して損害を賠償する。

- 5 「事業者」が「本事業」に関して「発注者」の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する「法令等」上の義務を負った場合には、「発注者」は、「事業者」が当該賠償義務を負ったことにより「事業者」に生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令変更による措置)

第35条 「発注者」及び「事業者」は、「法令等の変更等」により、本契約若しくは「要求水準」の変更が必要になる場合又は「本事業」の実施に関する費用が増加する場合は、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、「発注者」及び「事業者」は、本契約若しくは「要求水準」の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、「事業者」は、「法令等の変更等」又はこれに伴う本契約若しくは「要求水準」の変更による「本事業」の実施に関する費用の増減に関して、「発注者」に提案しなければならない。
- 3 当該「法令等の変更等」の公布日から60日以内に前項の協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な範囲での対応方法を「事業者」に通知することとし、「事業者」はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については第4項による。
- 4 本契約の締結後において、「法令等の変更等」により、「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、次の各号にかかわらず「発注者」は「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。また、「消費税等」の税率変更により「サービス対価」に係る増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず「発注者」が当該費用を負担する。
 - 一 「本事業」及び「PFI法」に基づく事業のみに影響を与える「法令等の変更等」の場合には、「発注者」が当該増加費用及び損害を負担する。また、「発注者」は、本契約の締結後において、「法令等の変更等」により「本事業」の実施に関して「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。
 - 二 前号に該当せず、「本事業衛星」を構成する物品の調達及び「地上施設」を構成する建物又は設備の整備に影響を及ぼす「法令等の変更等」であり、これに伴う「事業者」による増加費用及び損害の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、「発注者」が当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 前二号に該当しない「法令等の変更等」の場合には、「事業者」が当該増加費用及び損害を負担する。ただし、「本事業」の遂行上重大な支障があると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」は当該増加費用及び損害の負担について協議する。

- 5 「発注者」は、「法令等の変更等」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
- 6 「発注者」は、「法令等の変更等」により「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合には、遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更する。
- 7 前六項の規定は、「法令等の変更等」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第105条に基づき、第109条又は第112条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

- 第36条** 「発注者」及び「事業者」は、「不可抗力」により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったと認められるときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。当該通知に記載される内容が次項に従い「不可抗力」に該当することが証明された場合、当該通知を行った者は、当該「不可抗力」が発生した日以降、当該「不可抗力」により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該「不可抗力」により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 前項において「不可抗力」の発生を通知する者は、相手方に対し、「不可抗力」と考える事象に関するすべての情報を提供するとともに、「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって「発注者」が認める第三者により、当該事象が「不可抗力」に該当することの証明を受けなければならない。ただし、「本事業衛星」の「分損」又は「全損」については、当該「分損」又は「全損」の原因不明が第三者により証明された場合には、「不可抗力」の証明があったものとみなす。
 - 3 「事業者」は、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、増加費用及び損害が最小限となる対応策を検討し、当該「不可抗力」の内容の詳細及びそれに伴う増加費用及び損害の詳細を通知し、当該増加費用及び損害の負担等について「発注者」と協議することができる。
 - 4 「発注者」及び「事業者」は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害（「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害を除く。）を別紙9に規定された負担割合に応じて負担する。また、「発注者」は、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」の実施に関して「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。
 - 5 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
 - 6 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合には、遅延

の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更する。

- 7 前六項の規定は、「不可抗力」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第 105 条に基づき、第 109 条又は第 112 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中断による措置)

第37条 「発注者」は、合理的に必要ながあると認めた場合には、その理由を「事業者」に通知した上で、「本事業」の全部又は一部の実施を一時中止（「本事業衛星」の打上げの延期を含む。）させることができる。

- 2 「発注者」は、前項により、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合には、遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更する。ただし、前項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由によるときは「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更しない。
- 3 第 1 項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）による場合に、当該一時中止により「本事業」に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害については、「発注者」がこれを負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本項に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。
- 4 前項の場合において、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに、対応策について「発注者」と協議しなければならない。
- 5 第 1 項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害並びに「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」に関して「発注者」に発生した増加費用及び損害については、「事業者」がこれをすべて負担する。
- 6 前項の規定は、第 33 条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。
- 7 第 1 項に定める一時中止が「法令等の変更等」又は「不可抗力」による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害については第 35 条第 4 項又は第 36 条第 4 項がそれぞれ適用される。
- 8 本条各項の規定に加え、「維持管理・運用期間」中、戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生し、「各業務」又は「その他の業務」の従事者（「再受任者」又は「下請負人」における従事者を含む。）の生命・財産の安全が脅かされる状況が生じたと

「発注者」が認めた場合、「発注者」は「事業者」に対して通知して「本事業」の実施を「事業者」から「発注者」に一時的に移管することができる。この場合、「事業者」は「発注者」と誠実に協議の上、「各業務」又は「その他の業務」の実施を「発注者」に引き継ぐための処置を講じなければならないものとし、当該移管により「事業者」に生じる合理的な増加費用は「発注者」の負担とする。

(関係者協議会の設置)

第38条 「発注者」及び「事業者」は、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、「発注者」、「中継器等製造者」、「官給管制器材製造者」及び「事業者」等により構成する関係者協議会を設置する。

第3章 本事業衛星の調達及び地上施設の整備に関する事項

第1節 共通事項

(本事業衛星の調達及び地上施設の整備)

第39条 「事業者」は、自ら、又は「調達企業」及び「整備企業」をして、「本事業衛星」の「調達業務」及び「地上施設」の「整備業務」を実施させ、(i)「1号機」及び「1号機」に係る「地上施設」を「引渡予定日」までに「発注者」に対して引渡し、(ii)「2号機」及び「2号機」に係る「地上施設」を「引渡予定日」までに「発注者」に対して引渡ししなければならない。

(本事業衛星及び地上施設に関する資料)

第40条 「事業者」は、「要求水準書」の規定に基づき「発注者」から提供を受ける「1号機」に係る「中継器等」に関する資料その他「本事業衛星」及び「地上施設」に関する資料等の利用について、一切の責任を負担する。

2 「事業者」は前項に基づき提供を受けた資料等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、当該資料等の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに「発注者」に通知し、その確認を求めなければならない。

(発注者による確認等)

第41条 「発注者」は、必要と認めた場合、「整備調達業務」に関する確認（「整備調達業務」に係る「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等の事業所又は「整備調達業務」が実施される場所への立入りによる確認を含む。）を行うことができる。

「事業者」は、「発注者」の確認作業等に適切に協力し、必要な便宜を図るものとし、業務実施場所への「発注者」の立入り、視認等に制約を設けてはならない。

2 「事業者」は、技術に関する資料（技術指示文書、製造文書及び品質保証用の文書等を含む。）並びに「業務計画書」及びその管理に関する資料を、「整備調達業務」が実施される場所において、「発注者」が常時確認できるよう最新の状態に整備する。

- 3 「事業者」は、前二項に基づく「発注者」の確認において、「発注者」から「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等における設計、製造又は試験に係る文書等について開示の要求があった場合には、当該「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等をしてこれを「発注者」に開示させなければならない。

(納入書類)

- 第42条** 「事業者」は、本契約締結後速やかに、「発注者」が「本事業」を実施するために必要な「設計図書」、「運用手順書」、「保守要領書」その他の納入書類のリストを作成し、「発注者」に提出する。
- 2 「事業者」は、各「本事業衛星」の出荷前審査を実施する日までに、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」に関する各納入書類を、「発注者」の確認を受けた上で納入する。
 - 3 前二項の規定は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備される「地上施設」に係る納入書類には適用されない。

(業務計画管理)

- 第43条** 「事業者」は、本契約を締結後 30 日以内に「業務計画書」を作成し、「発注者」に提出の上、確認を受けなければならない。なお、「業務計画書」の詳細は「要求水準書」による。
- 2 「事業者」は、「本事業衛星」（ただし、「1号機」に係る「中継器等」を除く。）の調達及び「地上施設」（ただし、「1号機」に係る「中継器等管制局」器材の一部を除く。）の整備を「業務計画書」に従い実施し、「業務計画書」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
 - 3 「事業者」は、「業務計画書」のいずれかについて変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「業務計画書」を提出し、確認を受けるものとする。

(月間報告)

- 第44条** 「事業者」は、「業務計画書」に基づく業務計画管理に関する月間報告書を作成し、翌月 10 日までに「発注者」に提出しなければならない。

(設計の実施及び管理)

- 第45条** 「事業者」は、「調達企業」をして各「本事業衛星」（ただし、「1号機」に係る「中継器等」を除く。）の設計を、「整備企業」をして各「本事業衛星」に係る「地上施設」の設計をそれぞれ実施させる。

(設計図書の作成及び提出)

- 第46条** 「事業者」は、自ら、各「本事業衛星」の調達及び各「地上施設」の整備に関して、「発注者」との連絡会議により協議を行った上で、基本設計、詳細設計及び（各「本事業衛星」の調達に限り）維持設計を行う。「事業者」は各設計が完了した時点で、当該「本事業衛星」又は「地上施設」に係る基本設計書、詳細設計書又は（各「本事業衛星」の調達に限り）維持設計書（以下、これらの図書を総称して「設計図書」

という。)を「発注者」に提出し、当該「設計図書」の設計内容が、「要求水準書」、「事業計画書」及び「業務計画書」に適合することの確認を受けなければならない。

- 2 「発注者」は、前項の「設計図書」を受領した場合には、「設計図書」の内容が、「要求水準書」、「事業計画書」及び「業務計画書」に適合するか否かを確認し、その結果を、当該「設計図書」を受領した日を含めて14日以内に「事業者」に書面で通知しなければならない。
- 3 「発注者」は、前項の確認の結果、「設計図書」の内容が「要求水準書」、「事業計画書」及び「業務計画書」に適合しないと認める場合には、「事業者」に是正を求めることができる。この場合、「事業者」は、自らの責任及び費用負担において速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。

(設計図書の変更)

第47条 「発注者」は、前条に基づく「設計図書」の確認以降、必要があると認めるときは、「事業者」に対し、工期の変更を伴わず、かつ、「事業者」の提案を逸脱しない限度で、変更内容を通知した上で、「設計図書」の変更を求めることができる。「事業者」は、「発注者」から当該通知を受領した後14日以内に、「発注者」に対し、「設計図書」の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 前項の規定による「設計図書」の変更により「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。また、当該変更により「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更できる。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、第35条又は第36条に従う。
- 3 第1項に定める「設計図書」の変更が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合、「事業者」は、「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」に関して「発注者」に発生した増加費用及び損害を負担する。

- 4 前項の規定は、第 33 条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。
- 5 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けた場合を除き、「設計図書」の変更を行うことはできない。

(試験実施要領書の作成及び提出)

- 第48条** 「事業者」は、第 46 条に基づく「設計図書」の作成後、発注者との連絡会議により協議を行った上で、第 51 条に定める「本事業衛星」の試験に係る「試験実施要領書」を試験の開始 1 ヶ月前までに作成し、「発注者」の確認を受けなければならない。「試験実施要領書」の詳細は、「要求水準書」による。
- 2 「事業者」は、「試験実施要領書」に変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「試験実施要領書」を提出し、確認を受けるものとする。

第 2 節 本事業衛星等の調達に関する事項

(本事業衛星の製造)

- 第49条** 「事業者」は、「調達企業」をして、「業務計画書」及び「設計図書」に従い各「本事業衛星」（ただし、「1号機」に係る「中継器等」を除く。）を調達させ、又は製造させるものとする。
- 2 「事業者」は、「2号機」の「中継器等」の製造等に関する業務は日本国内において行うものとし、これによらない場合には、事前に「発注者」の承認を得なければならない。

(1号機のインテグレーション)

- 第50条** 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、自らの責任において、「中継器等製造者」と調整を行い、「1号機」の衛星バスと「中継器等」とのインテグレーションを行わなければならない。「事業者」は「中継器等製造者」との調整が不調となった場合であっても、本契約に基づく責任を免れることはできない。
- 2 「発注者」は、「中継器等製造者」をして、「1号機」に係るインテグレーション試験に必要な協力をさせる。
 - 3 「事業者」は「要求水準書」の定めに従って、「1号機」の「中継器等」に関する資料の提供を受け、第 51 条イに定めるインテグレーション試験の実施日までに、前項に基づくインテグレーションについてインテグレーション試験の計画書を作成し、「発注者」に提出しなければならない。
 - 4 本条に定めるインテグレーション試験に際して「1号機」の「中継器等」の一部が「事業者」に引き渡された場合であっても、「事業者」は当該「中継器等」の所有権は取得しない。

(本事業衛星に係る試験)

第51条 「事業者」は、「要求水準書」、「試験実施要領書」及び前条第3項に基づくインテグレーション試験の計画書に従い、各「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「中継器等」について以下の試験を実施し、試験結果報告書を作成の上、「発注者」に提出し、確認を受けるものとする。

イ 「本事業衛星」の衛星バス及び「中継器等」のインテグレーション試験

ロ 「本事業衛星」のプロトフライト試験

ハ 総合試験（以下の試験を含む。）

a. 「地上施設」との適合性試験

b. 移動局、固定局を用いた模擬通信試験

(本事業衛星の出荷前審査)

第52条 「事業者」は、前条に基づく各「本事業衛星」の試験完了後、次条に定める射場への輸送に先立って、「本事業衛星」が「要求水準書」、「業務計画書」及び「設計図書」に定める規格に合致しているか否か並びに関係書類の整備状況及び射場の受入体制等について、出荷前審査を実施しなければならない。「発注者」はかかる出荷前審査に立ち会うことができる。

2 「事業者」は、前項に定める出荷前審査を実施するときは、審査実施日の14日前までに「発注者」に通知しなければならない。

3 「事業者」は、出荷前審査報告書を、射場への輸送開始の7日前までに「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。

4 第1項に基づく審査又は前項に基づく確認において、「本事業衛星」が「要求水準書」、「業務計画書」及び「設計図書」に定める規格に合致していない場合又は関係書類の整備状況若しくは射場の受入体制等に不十分な点がある場合、「事業者」は、自らの責任において「本事業衛星」の補修等その他合理的に必要となる措置を講じた上、再審査を実施しなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、「発注者」は、「本事業衛星」が「要求水準書」、「業務計画書」及び「設計図書」に定める規格に合致していない場合であっても、当該「本事業衛星」の打上げ及び運用の実施をすることが「本契約」の目的に適うと「発注者」が判断する場合には、本条第3項の確認を行うことができる。ただし、「事業者」は、本項に基づく確認がなされたことをもって、本契約に定める責任を何ら免責されるものではない。

6 前項の場合において、「事業者」は、本契約に基づく「本事業」の継続を拒否してはならない。

(射場への輸送)

第53条 「事業者」は、各「本事業衛星」を射場へ輸送するときは、衛星輸送計画を射場への輸送開始の1ヶ月前までに作成し、「発注者」の確認を受けなければならない。

2 「発注者」は、前条第3項及び本条第1項の確認の双方が完了したときは、遅滞なく射場輸送許可書を「事業者」に対して交付する。

- 3 「事業者」は、前項に基づき「発注者」から射場輸送許可書の交付を受けた後でなければ、「本事業衛星」の射場への輸送を行ってはならない。
- 4 「事業者」は、各「本事業衛星」の製造工場から射場までの輸送にかかる運送料、保険料、通関手数料、倉庫料、取扱料、滞留料その他これに準ずる一切の費用を負担し、また、必要となる一切の手続を行わなければならない。

(射場作業等確認実施要領書)

第54条 「事業者」は、次条及び第73条に定める作業を実施するに当たり、射場作業開始の1ヶ月前までに射場作業等確認実施要領書を作成し、「発注者」の確認を受けなければならない。

(射場作業及び確認)

- 第55条** 「事業者」は、「本事業衛星」を射場に搬入したときは、射場作業等確認実施要領書に従い、「本事業衛星」の機能及び性能を確認の上、「本事業衛星」の推進燃料の充填、打上形態への設定及び確認等を行うものとする。
- 2 「事業者」は、前項の作業を完了したときは、遅滞なく射場作業結果報告書を「発注者」に提出し、確認を受けるものとする。

(本事業衛星に係る完成確認通知書の交付)

- 第56条** 「発注者」は、前条第2項の確認が完了したときは、遅滞なく完成確認通知書を「事業者」に対し交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、「発注者」は、「本事業衛星」が「要求水準書」、「業務計画書」及び「設計図書」に定める規格に合致していない場合であっても、当該「本事業衛星」の打上げ及び運用の実施をすることが「本契約」の目的に適合すると「発注者」が判断する場合には、前項の通知書を「事業者」に交付することができる。ただし、「事業者」は、本項に基づく通知書の交付がなされたことをもって、本契約に定める責任を何ら免責されるものではない。
 - 3 前項の場合において、「発注者」は、「要求水準」を変更して、当該「本事業衛星」の運用方法及び「運用終了予定日」等を変更することができる。
 - 4 第2項の場合において、「事業者」は、本契約に基づく「本事業」の継続を拒否してはならない。

(調達業務に関する責任分担)

- 第57条** 「業務計画書」、「試験実施要領書」等に定めるスケジュールに従って「調達業務」を実施することができないことにより、「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製

造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。また、当該スケジュール逸脱により「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更できる。

二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。

三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、第35条又は第36条に従う。

2 第1項に定めるスケジュール逸脱が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合、「事業者」は、「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」に関して「発注者」に発生した増加費用及び損害を負担する。

3 前項の規定は、第33条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

第3節 地上施設の整備に関する事項

（地上施設の整備）

第58条 「事業者」は、「整備企業」をして、「業務計画書」及び「設計図書」に従い各「地上施設」を整備させる。

2 「事業者」は、「中継機等管制局」器材の設計、製造、試験、その他当該器材の製造等に付随する業務は日本国内において行うものとし、これによらない場合には、事前に「発注者」の承認を得なければならない。

（事業用地の確保等）

第59条 「事業者」は、「地上施設」の整備にあたり、国と別途本契約別紙10の様式により「国有財産無償貸付契約」を締結の上、「国有地」である「事業用地」を無償で使用することができる。

2 「発注者」は、「地上施設」の現場着工の開始までに「事業者」が「本事業」を実施するために「国有地」である「事業用地」を使用することができる状態にする。

3 「事業者」は、善良な管理者の注意義務をもって「国有地」である「事業用地」を使用する。

4 「私有地」である「事業用地」及び「私有建物」について、「事業者」は、その責任により、「地上施設」に係る「設計図書」の完成までに当該「事業用地」及び「私有建物」の使用権原（第三者に対抗できるものその他「入札説明書等」に含まれるものに限る。以下同じ。）を確保し、かつ、「事業期間」中、「要求水準」に従って、当

該「事業用地」及び「私有建物」の使用権原を確保しなければならない。「事業者」は、「地上施設」に係る「設計図書」の完成までに当該「事業用地」及び「私有建物」の使用権原を確保できなかった場合には、「発注者」の提案する「国有地」の使用その他の「事業用地」の確保の方法に関して、「発注者」との間で協議する。

- 5 「事業者」は、「整備業務」の実施にあたり、「事業用地」以外に仮設及び資機材置場等が必要な場合には、自らの責任及び費用負担においてこれを確保しなければならない。
- 6 「事業者」が「事業用地」の維持保全につき費用（通常必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は「事業用地」の改良のための費用（第62条第5項に従い「発注者」が負担する増加費用を除く。）若しくはその他の有益費を支出しても、「発注者」は当該費用を「事業者」に対して負担しない。

（関係資料等の貸与）

第60条 「発注者」は、「事業者」が求め「発注者」が必要と認めた場合には、「国有地」である「事業用地」に係る「関係資料」を「事業者」に貸与する。

- 2 前項に基づき貸与した「関係資料」の利用に係る一切の責任は、「事業者」が負担する。
- 3 「事業者」は、第1項に基づき貸与を受けた「関係資料」を善良な管理者の注意をもって管理し、当該「関係資料」の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに「発注者」に通知し、その確認を求めなければならない。
- 4 第1項に基づき貸与を受けた「関係資料」と「事業者」の調査結果との間に齟齬があっても、「事業者」が自ら調査して確認し、「発注者」は責任を負わない。

（地上施設の整備に伴う近隣対策）

第61条 「事業者」は、必要に応じて、「地上施設」の整備に先立ち、自らの責任及び費用負担において、近隣住民に対し、整備計画（「地上施設」の配置、整備時期、整備方法等の計画をいう。）等の説明を行わなければならない。「事業者」は係る説明の内容につき、あらかじめ「発注者」に対して説明を行う。「発注者」は、必要と認める場合には、「事業者」が行う説明に協力する。

- 2 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染その他の「地上施設」の整備が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。「事業者」は、「発注者」に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。
- 3 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として整備計画を変更することはできない。なお、この場合において、「発注者」は、「事業者」が更なる調整を行っても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、整備計画の変更を承諾する。
- 4 近隣対策の結果、「地上施設」の整備が遅延することが合理的に見込まれる場合には、「発注者」は、「事業者」と協議の上、合理的な期間、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を延期することができる。

- 5 「事業者」は、近隣対策の結果、「事業者」に発生した増加費用を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、「国有地」上に「地上施設」を設置すること自体に関する近隣対策に起因する費用及び損害については、「発注者」が負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。また、「国有地」上に「地上施設」を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は「発注者」が行い、「事業者」はこれに協力し、これらに起因して「地上施設」の整備が遅延することが合理的に見込まれる場合には、「発注者」は、「事業者」と協議の上、合理的な期間、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を延期することができる。
- 7 前六項の規定にかかわらず、「発注者」は、「私有地」である「事業用地」又は「私有建物」に整備される「地上施設」に関する近隣対策について、一切の責任を負わない。

(事業用地の調査)

- 第62条** 「事業者」は、必要に応じて、自ら、又は「整備企業」をして、「事業用地」における測量、地盤調査その他の「整備業務」の実施に係る調査を実施することができる。
- 2 「事業者」は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。
 - 3 「事業者」は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在を除く。）には、その対策費を負担する。
 - 4 「事業者」は、第1項の規定に従って調査を行った結果、「国有地」である「事業用地」に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在について、「入札説明書等」で規定されていなかったこと又は「入札説明書等」で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、「事業者」が本契約に従って「本事業」を履行することができない又は「事業者」が「本事業」を履行することができても「事業者」に著しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに「発注者」に通知しなければならない。
 - 5 前項の場合において、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合には、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更できる。また、第60条第4項の規定にかかわらず、「発注者」は、前項の場合において「事業者」に生じる、合理的な範囲内の増加費用を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。この場合、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と対応策について協議しなければならない。
 - 6 前二項に定める規定は、「私有地」である「事業用地」及び「私有建物」について適用されないものとし、「事業者」は、当該「事業用地」に関する土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在並びに「私有建物」の瑕疵等により生じる増加費用を負担する。また、「私有地」である「事業用地」及び「私有建物」について、「事業者」

は、「発注者」に対して当該「事業用地」及び「民有建物」に係る立地や形状等を示した書面を提出する。

(調査業務における第三者の使用等)

第63条 「事業者」は、自ら、又は「整備企業」をして前条第1項の調査の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、遅滞なく「発注者」に対してその旨通知し、「発注者」の要請があった場合には、当該業務の委任又は請負に係る締結済み契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。また、当該契約書の内容が変更されたときも同様とする。

2 「事業者」は、前条第1項の調査の実施に係る「再受任者」又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(建築確認申請に関する説明及び報告)

第64条 「事業者」は、「国有地」である「事業用地」上の「地上施設」について建築基準法第6条第1項に定める建築物の建築等に関する申請を行う場合には、「発注者」に対して建築確認申請書の写しを添えて書面による事前説明を行う。また、「事業者」は、建築基準法第6条第1項に定める確認を受けた後に、「発注者」に対して建築確認済証の写しを添えて書面による事後報告を行う。

(完成等に係る許認可等の取得)

第65条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、各「地上施設」に係る「整備業務」の完了に伴い必要となる一切の申請及び届出を行わなければならない。

2 「事業者」は、建築基準法第7条第4項に規定する検査を受け、同条第5項に規定する検査済証の交付を受けた場合には、その原本の写しを直ちに「発注者」に提出する。

3 前項の規定は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備される「地上施設」には適用されない。

(地上施設に係る試験)

第66条 「事業者」は、「業務計画書」及び「試験実施要領書」に従い、各「地上施設」について以下の試験を実施し、試験結果報告書を作成の上、「発注者」に提出し、確認を受けるものとする。

イ 局間接続、局間データ伝送試験

ロ 「地上施設」間の接続試験

ハ 衛星シミュレータを用いた模擬運用試験

ニ 総合試験（以下の試験を含む。）

a. 「本事業衛星」との適合性試験

b. 移動局、固定局を用いた模擬通信試験

(地上施設に係る完成検査)

- 第67条** 「事業者」は、「発注者」及び「整備企業」の立会いの上、「要求水準書」、「事業計画書」、「業務計画書」及び「設計図書」のとおり「事業者」が各「地上施設」及び「成果物」について「運用業務」を開始できる状態となったことにつき完成検査を受けなければならない。
- 2 「事業者」は、前項に定める完成検査を受けようとするときは事前に「発注者」と検査日程を調整する。
 - 3 「発注者」は、完成検査の検査結果を、検査終了後遅滞なく検査結果通知書により「事業者」に通知する。

(地上施設に係る完成検査不合格)

- 第68条** 「事業者」は、前条の規定により完成検査不合格の通知を受けたときは、「発注者」の指定する時期までに、不合格の理由とされた事項を自らの費用で是正しなければならない。

(地上施設に係る完成確認通知書の交付)

- 第69条** 「発注者」は、第67条に定める検査に合格したことを確認できたときは、当該確認の日から7日以内に、通知書を「事業者」に対して交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、「発注者」は、「地上施設」が「要求水準書」、「業務計画書」及び「設計図書」に定める規格に合致していない場合であっても、「本事業衛星」の打上げ及び運用の実施をすることが「本契約」の目的に適うと「発注者」が判断する場合には、前項の通知書を「事業者」に交付することができる。ただし、「事業者」は、本項に基づく通知書の交付がなされたことをもって、本契約に定める責任を何ら免責されるものではない。
 - 3 前項の場合において、「発注者」は、「要求水準」を変更して、「本事業衛星」又は「地上施設」の運用方法及び「運用終了予定日」等を変更することができる。
 - 4 第2項の場合において、「事業者」は、本契約に基づく「本事業」の継続を拒否してはならない。

(事業者による地上施設の登記)

- 第70条** 「事業者」は、各「地上施設」の完成後、自らの責任及び費用負担において、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された各「地上施設」（登記が可能なものに限る。）の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、登記簿謄本の写し又は全部事項証明書を「発注者」に提出しなければならない
- 2 「事業者」は、「発注者」が「国有地」である「事業用地」に整備された「地上施設」の所有権の登記を行う場合には、これに協力する。

(整備業務に関する責任分担)

- 第71条** 「業務計画書」及び「試験実施要領書」に定めるスケジュールに従って「整備業務」を実施することができないことにより、「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。また、当該スケジュール逸脱により「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「引渡予定日」又は「衛星運用開始予定日」を変更できる。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡し又は「衛星運用業務」開始の遅延が避けられない場合は、第 35 条又は第 36 条に従う。
- 2 第 1 項に定めるスケジュール逸脱が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合、「事業者」は、「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」に関して「発注者」に発生した増加費用及び損害を負担する。
 - 3 前項の規定は、第 33 条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

第 4 節 本事業衛星の打上げ並びに本事業衛星及び地上施設の引渡し

（周波数の確保及び無線局免許の取得）

第72条 「事業者」は、「本事業衛星」の打上げから「本事業衛星」が「運用可能」となるまでの間、業務の遂行に必要となる周波数の確保及び無線局免許の取得を自ら行う。

（本事業衛星の打上げ）

第73条 「事業者」は、各「本事業衛星」の打上計画日を「発注者」に事前に通知した上で、その確認を得るものとする。

- 2 「事業者」は、「発注者」による第 56 条及び第 69 条に定める通知書の交付を受けた後でなければ、当該「本事業衛星」の打上げを行ってはならない。
- 3 「事業者」は、第 56 条の通知書の交付を受けたときは、射場作業等確認実施要領書に従い、当該「本事業衛星」について打上作業を行うものとする。当該打上作業に当たり、「事業者」は、その進捗状況を逐次「発注者」に報告しなければならない。
- 4 第 1 項に定める打上計画日の「発注者」による確認後、打上計画日の変更を行う場合には、「事業者」は、「発注者」と連絡会議により協議の上、新たな打上計画日を

定める。ただし、当該変更後の打上計画日は当該「本事業衛星」の「引渡予定日」の翌日以降の日としてはならない。

- 5 前項に基づく打上計画日の変更により、「本事業衛星」の打上げに関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第35条4項又は第36条4項に従う。

（引渡予定日の延期）

- 第74条** 「事業者」は、次の各号に掲げる事由に基づき「打上企業」が各「本事業衛星」の打上げの延期を求めた場合は、「発注者」に対して「引渡予定日」の延期を求めることができる。
- 一 打上業務の安全性又は信頼性の確保に支障を及ぼすおそれのある「打上企業」又は「打上関連企業」に係る技術上のやむを得ない事由が発生した場合
 - 二 「打上企業」との間の当該「本事業衛星」の打上業務に係る契約上の合理的な受任条件に基づき、当該「本事業衛星」以外の衛星の打上げを優先すべきやむを得ない事由が発生した場合
- 2 「発注者」は、前項の求めがあった場合であって、前項各号に掲げる事由の発生を確認したときは、合理的に必要と認められる範囲内で「引渡予定日」を延期する。
- 3 前項に基づき「引渡予定日」が延期された場合は、「事業者」及び「発注者」は、本契約中の他の規定にかかわらず、自らに生じた合理的な増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、「引渡予定日」の延期により「事業者」に発生した合理的な金融費用は「発注者」が負担する。

（本事業衛星の受領検査）

- 第75条** 「事業者」は、第73条に従い「本事業衛星」の打上げがなされ、「本事業衛星」が「リフトオフ」の状態に達した後遅滞なく、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の納品書を「発注者」に対して提出する。

- 2 「発注者」は、前項に定める納品書の提出後遅滞なく、「事業者」に対して当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の受領検査の通知書を発行する。

(本事業衛星及び地上施設の所有権移転)

第76条 「本事業衛星」及び「地上施設」は、第73条に従い「本事業衛星」の打上げがなされ、「本事業衛星」が「リフトオフ」の状態に達した時点をもって「発注者」に引き渡されたものとみなし、当該「本事業衛星」及び「地上施設」の所有権は当該時点をもって「発注者」に移転する。「事業者」は、打上げ後15日以内に打上完了報告書を提出し、「発注者」の確認を受けなければならない。

- 2 「事業者」は、各「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」を一括して引き渡さなければならず、各「本事業衛星」又は当該「本事業衛星」に係る「地上施設」のいずれか一方のみの引渡しは行ってはならない。
- 3 前二項の規定は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」には適用されない。

(引渡しの遅延に伴う措置)

第77条 「事業者」の責めに帰すべき事由により、各「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡しが当該「本事業衛星」に係る「引渡予定日」より遅延した場合には、「事業者」は、当該遅延による増加費用及び損害を負担するとともに、当該「本事業衛星」に係る「引渡遅延期間」について、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）相当額に対して第26条第2項に定める遅延利息の率を乗じ、年365日の日割計算により得られる遅延利息（ただし、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10%に相当する額を上限とする。）を違約金として「発注者」に対して支払う。

(地上施設に係る瑕疵担保責任)

第78条 「発注者」は、「国有地」である「事業用地」に整備された「地上施設」に瑕疵があるときは、「事業者」に対して、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、「発注者」は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第76条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が「事業者」の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 「発注者」は、「国有地」である「事業用地」に整備された「地上施設」がその瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を「発注者」が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。

(ソフトウェアの保証等)

第79条 「事業者」は、「事業期間」中、「本事業衛星」に搭載されたソフトウェア及び「地上施設」のソフトウェアについて、「発注者」の意図しない異常動作がないことを保証し、そのために必要となる措置を講じる。

第4章 維持管理・運用に関する事項

第1節 初期性能確認業務

(運用要員等の教育・訓練)

第80条 「事業者」は、「本事業衛星」の打上げに先立ち、「維持管理業務」及び「運用業務」に従事する者をして、「要求水準」に基づき自ら実施する教育及び訓練のほか、「調達企業」、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」による訓練を受けさせ、「本事業衛星」及び「地上施設」の「維持管理業務」及び「運用業務」に習熟させなければならない。

- 2 「事業者」は、「本事業衛星」の打上げに先立ち、「発注者」の示す担当職員に対し、「統合衛星 NMS」及び「統合通信インタフェース装置」の操作に関する教育を実施する。
- 3 「事業者」は、前項に基づき教育を受けた「発注者」の示す担当職員の異動等により担当職員に変更があった場合は、「発注者」の要請に従い、前項に定める教育を実施する。

(初期性能確認)

第81条 「事業者」は、打ち上げられた各「本事業衛星」を「発注者」の指定する静止軌道へ投入し、「地上施設」とともに初期性能確認を実施する。

- 2 「事業者」は、初期性能確認を実施するに当たり、「発注者」と連絡会議により協議を行った上で初期性能確認実施要領書を作成し、各「本事業衛星」の出荷前審査を実施する日までに「発注者」の確認を受ける。
- 3 初期性能確認のために「発注者」の移動局及び固定局の使用が必要な場合、「発注者」は「法令等」の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 「事業者」は、初期性能確認完了後、その結果を「発注者」に通知し、「発注者」の確認を受けなければならない。また、「事業者」は、初期性能確認完了後 15 日以内に初期性能確認完了報告書を「発注者」に提出しなければならない。
- 5 「発注者」は、前項の確認が完了したときは、速やかに運用開始通知書を「事業者」に対して交付する。
- 6 「事業者」は、前項に基づく運用開始通知書の交付日又は「衛星運用開始予定日」のいずれか遅い日をもって、当該「本事業衛星」について「衛星運用業務」を開始しなければならない。
- 7 「事業者」は、前項に基づく「衛星運用業務」の開始をもって、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について、初期性能確認以外の「維持管

理・運用業務」を開始するものとし、それまでの間は、善良な管理者としての注意をもって当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の維持保全に努めなければならない。

第2節 運用開始後の維持管理・運用業務

(業務体制の整備)

- 第82条** 「事業者」は、「維持管理・運用業務」の実施に必要となる人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の事項を定めた維持管理計画及び運用要員計画を作成し、「1号機」の「引渡予定日」までに、「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 「事業者」は、本契約に別途定める場合の他、「要求水準書」に定める時期までに、「要求水準書」に定める方法により、「維持管理・運用計画書」を「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。
 - 3 「発注者」は、前項において、「要求水準書」又は「事業計画書」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

(維持管理・運用業務の実施)

- 第83条** 「事業者」は、「維持管理企業」又は「運用企業」をして、「維持管理・運用計画書」及び「運用手順書」に従って「維持管理業務」又は「運用業務」をそれぞれ実施させる。
- 2 「発注者」は、第42条第2項に従い「事業者」より提出を受けた「運用手順書」を「事業者」に提供する。

(維持管理・運用業務に伴う近隣対策)

- 第84条** 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「維持管理・運用業務」を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策を実施する。「事業者」は、「発注者」に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。また、「発注者」は、必要と認める場合には、近隣対策の実施について、「事業者」に協力する。
- 2 「事業者」は、前項の近隣対策の結果、「事業者」に発生する増加費用を負担する。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、「国有地」上に「地上施設」を設置すること自体に関する近隣対策は「発注者」が実施するほか、当該近隣対策に起因して「事業者」に増加費用又は損害が生じたときは、「発注者」がこれを負担する。また、「国有地」上に「地上施設」を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は「発注者」が行い、「事業者」はこれに協力する。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、「発注者」は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備される「地上施設」に関する近隣対策について、一切の責任を負わない。

(維持管理・運用業務における第三者の使用等に係る措置)

- 第85条** 「発注者」は、「維持管理企業」又は「運用企業」が第17条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「維持管理業務」又は「運用業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

(業務報告書等の作成及び提出)

- 第86条** 「事業者」は、「要求水準」及び「維持管理・運用計画書」に従って、「維持管理・運用期間」にわたり「業務報告書等」を作成し、「要求水準書」に定める期限又は「発注者」が「事業者」との協議の上定めた時期までに「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。

(地上施設の所有)

- 第87条** 「事業者」は、本契約が終了するまで、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」を所有し、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、当該「地上施設」の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、「発注者」の承諾を得て「事業者」がリースの方法により調達した物品その他の「発注者」の承諾を得たものについては、「事業者」以外の者に所有させ、又は債権者のために担保権を設定できる。
- 3 「発注者」は、前項の承諾を与えるにあたり、必要と認める条件を付すことができる。

(地上施設の更新)

- 第88条** 「事業者」が、「維持管理・運用期間」中、「事業計画書」に記載のない「地上施設」の修繕又は更新を行う場合には、緊急の措置を要するときを除き、あらかじめ「発注者」の承諾を受けなければならない。
- 2 「事業者」は、「地上施設」の修繕又は更新を行う場合には、当該修繕又は更新の完了について「発注者」の確認を受けるとともに、必要に応じて「設計図書」に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに「発注者」に提出するものとする。
- 3 「維持管理・運用期間」中、「地上施設」が陳腐化し、「要求水準」等の内容を満たさない場合であって、その陳腐化が「事業者」の提案書類作成時には合理的に予測不可能であることを「事業者」が証明した場合には、その陳腐化に対応するために発生した増加費用の負担については、「発注者」と「事業者」の間で協議して決定する。

(地上施設の損傷等)

- 第89条** 「事業者」は、「維持管理・運用期間」中に「地上施設」に、損傷、損壊、滅失又は機能喪失が発生した場合、直ちにこれを「発注者」に通知し、「発注者」と協議の上、「地上施設」を復旧させなければならない。

- 2 前項に基づき「地上施設」を復旧する場合であつて、当該復旧に合理的に必要な費用が「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる場合、これに要する増加費用及び「地上施設」の損壊に起因する損害の負担は以下のとおりとする。
 - 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第35条4項又は第36条4項に従う。
- 3 前二項の規定にかかわらず、「発注者」は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備される「地上施設」に、損傷、損壊、滅失又は機能喪失が発生した場合の復旧費用及び損害について、一切の責任を負わない。

（緊急時の措置）

- 第90条** 「事業者」は、「維持管理・運用期間」中、「地上施設」の損傷、「本事業衛星」の損傷又は消失、宇宙空間での災害その他「本事業衛星」の運用に支障を来たす事態が生じた場合には、直ちにその状況を「発注者」に通知しなければならない。
- 2 前項に定める事態が生じた場合、「事業者」は、「運用手順書」に従い、「発注者」と協議の上、直ちに調査を行い必要な緊急の措置を採るとともに、当該協議及び調査の結果に基づく措置を講じ、その結果を「発注者」に報告しなければならない。
 - 3 「事業者」は、第1項に定める事態が生じた場合には、前項に定める措置をとるほか、「発注者」の指示に従って、「運用業務」の変更その他の必要な措置を講ずる。

（維持管理・運用業務に関する責任分担）

- 第91条** 「維持管理・運用業務」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合（ただし、「本事業衛星」の「全損」又は「分損」の場合を除く。）の措置は、次の各号のとおりとする。
- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製

造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。

- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第35条4項又は第36条4項に従う。

（維持管理・運用業務の終了）

第92条 「本契約」が解除により中途終了した場合を除き、「事業者」の各「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の「維持管理・運用業務」は、当該「本事業衛星」の「運用終了予定日」に終了する。

第5章 全般管理に関する事項

（全般管理業務における第三者の使用等に係る措置）

第93条 「発注者」は、「全般管理企業」が第17条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「全般管理業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

（全般管理に関する責任分担）

第94条 「全般管理業務」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。

- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第35条4項又は第36条4項に従う。
- 2 前項第2号に定める場合、「事業者」は、「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」に関して「発注者」に発生した増加費用及び損害を負担する。
- 3 前項の規定は、第33条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

第6章 サービス対価の支払に関する事項

(サービス対価の支払)

- 第95条** 「発注者」は、本契約別紙7に従い、各「本事業衛星」について、「引渡日」以降「支払対象期間」ごとに「事業者」から「発注者」に対する適法な請求書を受領した日から30日以内に「サービス対価」を「事業者」に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。
- 2 「発注者」は、本契約の定めるところにより「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害について「発注者」が負担するものとされているときは、その合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合、「発注者」は、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。
 - 3 「発注者」は、本契約の定めるところにより「サービス対価」を減額する場合には、本契約履行に係る費用のうち減少費用を「サービス対価」から減額する。ただし、本項の減額の場合において、「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額について、「発注者」と「事業者」が協議を行い、「発注者」はこれを負担する。
 - 4 「発注者」は、「本事業衛星」に係る「衛星運用開始予定日」以降、「事業者」の責めに帰すべき事由により当該「本事業衛星」に係る「衛星運用業務」が開始されない場合には、当該「本事業衛星」に係る「引渡日」から「衛星運用開始日」の前日までの期間（両日を含む。）に相当する、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」を支払わない。ただし、当該「本事業衛星」について「衛星運用開始日」が到来した場合であって、「衛星運用開始日」を含む「支払対象期間」について支払うべき「サービス対価」に初期性能確認試験費用相当額が含まれていないときは、当該「支払対象期間」に係る「サービス対価」に初期性能確認試験費用相当額を加算する。
 - 5 「発注者」は、「本事業衛星」に係る「衛星運用開始予定日」以降、「発注者」の責めに帰すべき事由（「1号機」につき、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により「事業者」が当該「本事業衛星」に係る「衛星運用業務」を開始できない場合には、当該「本事業衛星」に係る「引渡日」から「衛星運用開始日」の前日までの期間（両日を含む。）に相当する、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「維持管理・運用業務」の開始遅延に関して「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額につい

ては「発注者」が負担し、「発注者」は「事業者」との協議により当該金額とその支払方法について定める。

- 6 「発注者」は、「本事業衛星」に係る「衛星運用開始予定日」以降、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、当該「本事業衛星」に係る「衛星運用業務」が履行不能な場合には、当該「本事業衛星」に係る「引渡日」から「衛星運用開始日」の前日までの期間（両日を含む。）に相当する、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「維持管理・運用業務」の開始遅延に関して「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額及び合理的な増加費用の負担については、第 35 条第 4 項又は第 36 条第 4 項がそれぞれ適用される。
- 7 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合は、本契約別紙 6 に従い、「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」又は「その他の費用」の減額の請求を行うことができる。
- 8 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合において、前項に基づく減額とは別に、当該「業務不履行」に伴い「発注者」に発生した損害の賠償を「事業者」に請求することができる。

（サービス対価の改定）

第96条 金利変動、物価変動に応じた「サービス対価」の改定は、本契約別紙 7 の定めるところによる。

（性能未達状態での引渡しの場合のサービス対価の変更等）

- 第97条** 第 56 条第 2 項又は第 69 条第 2 項に基づいて同項に定める通知書が「事業者」に交付された場合であって、「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）。ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、本号に基づき「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限定される。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合には、第 35 条又は第 36 条に従う。
- 2 第 56 条第 2 項又は第 69 条第 2 項に基づいて同項に定める通知書が「事業者」に交付された場合であって、「事業者」の責めに帰すべき事由により当該「本事業衛星」

の機能の低下又は寿命の短縮が生じたときは、「発注者」は、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（ただし、「割賦手数料」及び打上費用を除く。）の30%に相当する金額に、当該機能の低下又は寿命の短縮に応じて本契約別紙11の定める算定方法に基づき算出される「分損割合」と同率を乗じた額を当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」から減額することができる。

- 3 第56条第2項又は第69条第2項に基づいて同項に定める通知書が「事業者」に交付された場合であって、「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により当該「本事業衛星」の機能の低下又は寿命の短縮が生じ、「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、「発注者」は合理的な金額の範囲内で「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」又は「その他の費用」を減額することができる。
- 4 第56条第2項又は第69条第2項に基づいて同項に定める通知書が「事業者」に交付された場合であって、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により当該「本事業衛星」の機能の低下又は寿命の短縮が生じ、「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、第35条第5項又は第36条第5項がそれぞれ適用される。

第7章 維持管理・運用期間中の分損又は全損

（本事業衛星の分損又は全損の回避）

第98条 「維持管理・運用期間」中に「本事業衛星」に「分損」又は「全損」が生じた場合又は生じるおそれがあることが判明した場合、「事業者」は、直ちにこれを「発注者」に通知するとともに、「発注者」と協議の上、あらゆる手段をつくして当該「本事業衛星」の復旧又は性能維持に努めなければならない。

（分損又は全損の原因調査）

第99条 「本事業衛星」に「分損」又は「全損」が生じた場合、「事業者」は、当該「本事業衛星」の「分損」又は「全損」の原因を調査し、当該「本事業衛星」の「分損」又は「全損」が自らの故意又は重過失により生じたものでないことを証明しなければならない。

- 2 前項の証明は、「事業者」が、「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって、「発注者」が認める第三者による証明を受けることにより行うものとする。ただし、以下のいずれかの場合には、「事業者」による当該「本事業衛星」の「分損」又は「全損」について「事業者」に故意又は重過失がないことの証明があったものとみなす（以下、「本事業衛星」の「分損」又は「全損」に関する「事業者」の故意又は重過失の存否について同じ。）。
 - 一 「本事業衛星」に関して国が保険を付保する場合であって、当該「本事業衛星」の「分損」又は「全損」が当該保険における保険事故の対象となることを「発注者」が確認できたとき。
 - 二 「本事業衛星」に関して国が保険を付保しない場合であって、当該「本事業衛星」の「分損」又は「全損」が保険市場において商業上一般的に入手可能な保険の条件に基づいて保険事故の対象となることを「発注者」が確認できたとき。

(本事業衛星の分損時の措置)

第100条 「維持管理・運用期間」中に「本事業衛星」に「分損」が発生した場合、「発注者」は、「要求水準」を変更して、当該「本事業衛星」の運用方法及び「運用終了予定日」等を変更することができる。

- 2 「発注者」は、前項に基づく「要求水準」の変更如何にかかわらず、「分損」に係る「本事業衛星」の「本事業衛星等整備費」の未払額及びこれにかかる「消費税等」を、当初定められた支払いスケジュールのとおり支払う。
- 3 「事業者」は、「維持管理・運用期間」中に「本事業衛星」に「分損」が発生した場合であって、当該「分損」が「事業者」の故意又は重過失により生じたものであるときは、本契約別紙11の定めに従って算出される金額を違約金として、「発注者」から請求を受け次第直ちに「発注者」へ支払わなければならない。
- 4 「発注者」は、前項の場合において、前項に定める「違約金」の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。
- 5 前三項に定めるもののほか、第1項の規定により「要求水準」を変更する場合であって、これに起因して「事業者」に増加費用及び損害が発生するときは、第32条に従う。なお、「要求水準」の変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、第32条の規定にかかわらず、「発注者」は、合理的な金額の範囲内で「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」又は「その他の費用」を減額することができる。

(本事業衛星の全損時の措置)

第101条 「維持管理・運用期間」中に「本事業衛星」が「全損」となった場合、「発注者」は、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより本契約のうち該当する「本事業衛星」に関する部分を解除することができる。

- 2 「発注者」は、前項の規定により本契約のうち「引渡日」以降に「全損」となった「本事業衛星」に関する部分を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。
 - 一 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「本事業衛星等整備費」（「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」に係る「地上施設整備費」並びに「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。）の未払額及びこれにかかる「消費税等」並びにこれらにかかる直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 二 解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については、以下のア及びイの定めに従う。
 - ア 当該「本事業衛星」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由によるものであると認められる場合
「発注者」は、任意の裁量により、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の全部又は一部の所有権を、「事業者」が「国有地」である「事業

用地」に移設することを条件として取得することができる。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額（「消費税等」を除く。以下本項において同じ。）及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「国有地」である「事業用地」への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

イ アに該当しない場合

「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の全部又は一部の所有権を、「事業者」が「国有地」である「事業用地」に移設することを条件として取得する。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額（「消費税等」を除く。以下本項において同じ。）及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「国有地」である「事業用地」への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、当該確認がなされてから最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 「発注者」は、第一号及び第二号に基づく金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は当該「本事業衛星」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由以外のものであると認められる場合に限り「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

① 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

② 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 「事業者」は、前項の場合であって、当該「本事業衛星」の「全損」が「事業者」の故意又は重過失により生じたものである場合には、(i)当該「本事業衛星」に係る「衛星調達費」（ただし、打上費用を除く。）の未払額相当額及び(ii)当該「本事業衛星」に係る未払いの「地上施設整備費」の10%に相当する金額の合計額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

4 「発注者」は、前項の場合において、前項に定める「違約金」の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

- 5 第2項の場合であって、当該「本事業衛星」の「全損」が「発注者」の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の移設に係る費用を除き、また「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）を負担し、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。
- 6 第2項の場合であって、当該「本事業衛星」の「全損」が「法令等の変更」又は「不可抗力」によるときは、第1項に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の移設に係る費用を除く。）の負担に関しては、第35条第4項又は第36条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第8章 本契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

（発注者の解除権—全部解除）

第102条 「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約を解除することができる。ただし、前条第1項又は第106条第2号に定める事由に基づく場合には、同条に従った解除しか行うことはできない。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が手形交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の義務の履行が不能となったとき。
- 七 「代表企業」、「構成員」又は「協力企業」のいずれかが「基本協定書」第8条第4項各号に該当したとき。
- 八 「基本協定書」第5条第3項の規定に基づき「本事業」の落札者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙3の様式による「出資者誓約書」に規定

されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。

- 九 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき（第十二号に該当する場合を除く。）。
- 十 「事業者」が、第104条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十一 「事業者」が、「国有財産無償貸付契約」に違反し、その違反によりその契約の目的を達成することができないと認められるとき又はその契約が解除されたとき。
- 十二 「事業者」が、「本事業」の実施において「要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じても「要求水準」を達成することができないとき。
- 十三 別紙4-1、別紙4-2、別紙12又は別紙13の特約条項に基づく本契約の解除事由に該当するとき。
- 十四 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

（発注者の任意による解除）

第103条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

（事業者の解除権）

第104条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約を解除することができる。

- 一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- 二 「発注者」が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第105条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議の上、本契約を解除することができる。ただし、第101条第1項又は第106条第2号に定める事由に基づく場合には、同条に従った解除しか行うことはできない。

- 一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。
- 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。

(一部解除)

第106条 「発注者」は、理由の如何を問わず、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約のうち、該当する「本事業衛星」に関する部分を解除することができる。

- 一 本契約別紙6第1章第3項(4)に定める場合。
- 二 「本事業衛星」の「引渡遅延期間」が180日以上となったとき。

第2節 引渡日未到来の本事業衛星及び地上施設に係る契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第107条 第102条又は前条第1号若しくは同条第2号のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分を買取る義務を負わない。
 - 二 「発注者」は、任意の裁量により、当該「本事業衛星」又は当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、「発注者」が利用可能と認める部分の所有権をそれぞれ取得することができる。ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については、「発注者」がその裁量により取得を決定し、かつ「事業者」が「地上施設」の出来形部分を「発注者」の指定する場所に移設することを条件とする。この場合、当該買取に係る「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。
 - 三 「発注者」が前号に従い当該「本事業衛星」又は当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の買取を行う場合、「発注者」は、買取の対象に係る所有権を取得した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 四 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した金融費用を負担しない。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
 - 五 「発注者」が「本事業衛星」に係る「地上施設」の買取を行わない場合、「発注者」が請求したときは、「事業者」は、速やかに「国有地」である「事業用地」の原状回復を行い、「発注者」に対して引き渡すものとする。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10%（ただし、第77条に従い既に「発注者」

に対して支払済の違約金がある場合には、当該違約金相当額を控除した額)に相当する額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」に支払わなければならない。

- 3 「発注者」は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。
- 4 「発注者」は、第2項に定める「違約金」の額(ただし、同項括弧書に定める控除前の金額)を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。
- 5 「事業者」は、「1号機」について第1項に定める解除がなされた場合、「1号機」の「中継器等」を「発注者」の指示に従って「発注者」に返却しなければならない。この場合において、当該「中継器等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、「発注者」が承諾した場合には、「事業者」は「1号機」の「中継器等」を協議の上「発注者」から買い取ることができる。

(発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力)

第108条 第103条又は第104条により本契約の全部又は一部が解除された場合であつて、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をそれぞれ取得する。ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については、「事業者」が「地上施設」の出来形部分を「発注者」の指定する場所に移設することを条件とする。なお、当該買取に係る「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。
- 二 「発注者」は、前号の所有権を取得した上で、当該出来形部分に相当する代金(これにかかる「消費税等」を含む。)及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
- 三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害(ただし、前項第一号なお書に定める「地上施設」の移設に係る費用を除き、また「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生

する増加費用及び損害は負担しない。)を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

- 3 「事業者」は、「1号機」について第1項に定める解除がなされた場合、「1号機」の「中継器等」を「発注者」の指示に従って「発注者」に返却しなければならない。この場合において、当該「中継器等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、「発注者」が承諾した場合には、「事業者」は「1号機」の「中継器等」を協議の上「発注者」から買い取ることができる。

(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)

第109条 第105条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をそれぞれ取得する。ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については、「事業者」が「地上施設」の出来形部分を「発注者」の指定する場所に移設することを条件とする。なお、当該買取に係る「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。
- 二 「発注者」は、前号の所有権を取得した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
- 三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、前項第一号なお書に定める「地上施設」の移設に係る費用を除く。）の負担に関しては、第35条第4項又は第36条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。
- 3 「事業者」は、「1号機」について第1項に定める解除がなされた場合、「1号機」の「中継器等」を「発注者」の指示に従って「発注者」に返却しなければならない。この場合において、当該「中継器等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返

還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、「発注者」が承諾した場合には、「事業者」は「1号機」の「中継器等」を協議の上「発注者」から買い取ることができる。

第3節 引渡日到来後の本事業衛星及び地上施設に係る契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第110条 第102条及び第106条第1号により本契約の全部又は一部が解除された場合であつて、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「本事業衛星等整備費」（「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」に係る「地上施設整備費」並びに「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 二 「発注者」は、任意の裁量により、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の全部又は一部の所有権を、「事業者」が「発注者」が指定する場所に移設することを条件として取得することができる。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額（「消費税等」を除く。）及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」が指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。
 - 三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
 - 四 「発注者」は、第一号又は第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した金融費用を負担しない。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」のうち「維持管理・運用期間」の残存期間の支払総額に相当する金額の10%に相当する金額を違約金とし

て、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

- 3 「発注者」は、前項に定める「違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

(発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力)

第111条 第103条又は第104条により本契約の全部又は一部が解除された場合であつて、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」に係る「地上施設整備費」並びに「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

二 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の所有権を、「事業者」が「発注者」の指定する場所に移設することを条件として取得する。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額（「消費税等」を除く。）及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 「発注者」は、第一号又は第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、前項第二号なお書きに定める「地上施設」の移設に係る費用を除き、また「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発

生ずる増加費用及び損害は負担しない。)を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)

第112条 第105条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「本事業衛星等整備費」(「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」に係る「地上施設整備費」並びに「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。)の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

二 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の所有権を、「事業者」が「発注者」の指定する場所に移設することを条件として取得する。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額(「消費税等」を除く。)及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」が指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 「発注者」は、第一号又は第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害(ただし、前項第二号なお書きに定める「地上施設」の移設に係る費用を除く。)の負担に関しては、第35条第4項又は第36条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第4節 本契約の終了

(契約終了時の事務)

第113条 「事業者」は、期間満了により本契約が終了する場合は、「地上施設」上の「事業者」又は「選定企業」が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の設備を期間満了時まで撤去するとともに、「発注者」の確認を受けなければならない。

2 「発注者」は、前項の場合において、「事業者」が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をしないときには、「発注者」が「事業者」に代わって当該物件等の処分を行うことができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」の処分について異議を申し出ることできないものとし、「発注者」の処分に要した費用を負担しなければならない。

3 本契約終了時の手続に関する諸費用及び「事業者」の清算に必要な費用等は、第103条又は第104条に係る本契約の全部終了の場合を除き、すべて「事業者」が負担するものとする。

4 「事業者」は、本条に規定する事務が終了するまでは、存続する。

5 第1項及び第2項の規定は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については適用されない。

(関係資料等の返還)

第114条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、「関係資料」及び「地上施設」を構成する設備の貸与を受けている場合は、当該「関係資料」及び「地上施設」を構成する設備を「発注者」に返還しなければならない。

2 「事業者」は、前項の場合において、「関係資料」又は「地上施設」を構成する設備が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第115条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了するときは、「設計図書」その他「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡すものとする。

2 「事業者」は、理由の如何を問わず各「本事業衛星」に関して「本契約」が終了するときは、終了の3ヶ月前までに、前項に定める書類に加えて、当該「本事業衛星」の運用に必要な各種運用マニュアル等の書類を作成し、「発注者」に提出するとともに、当該「本事業衛星」の継続的な運用に資するよう「発注者」への引き継ぎを行うものとする。

3 「発注者」は、前二項により「事業者」から引渡しを受けた「設計図書」その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

第9章 表明保証及び誓約等

(事業者による事実の表明保証及び誓約)

第116条 「事業者」は、「発注者」に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- 一 「事業者」は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- 二 「事業者」による本契約の締結及び履行に関して、「事業者」に対し適用のある「法令等」、「事業者」の定款その他の社内規則上必要とされる「事業者」の一切の手続きが有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。
- 三 「事業者」による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、「事業者」に適用のある「法令等」に違反せず、又は「事業者」が当事者であり若しくは「事業者」が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
- 四 本契約上の「事業者」の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある「事業者」の義務であり、かつ本契約の各規定に従って「事業者」に対して執行可能であること。

- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡・譲受、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為を行わないこと、「基本協定書」に基づいて「出資者」が「発注者」に提出した「出資者誓約書」の内容に虚偽のないこと、及び「事業者」の代表者、取締役その他の役員又は商号に変更があった場合には、直ちに「発注者」に対して通知することを誓約する。

(提出書類)

第117条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「事業者」の会社情報及び財務情報に関する各種書類を「発注者」に提出しなければならない。

- 2 「発注者」は、「本事業」の実施に重大な悪影響を与える虞がある場合など、必要に応じて、「事業者」に対して財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

(その他特約条項)

第118条 本契約の特約として、別紙12及び別紙13の規定が適用される。これらの別紙において甲とあるのは「発注者」をいい、乙とあるのは「事業者」をいう。

第10章 雑則

(本契約の変更)

第119条 本契約（別紙を含む。）の変更は、「発注者」及び「事業者」の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(準拠法及び裁判管轄)

第120条 本契約は、日本国の「法令等」に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟について、第一審の専属管轄は、東京地方裁判所とする。

(解釈)

第121条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、「発注者」及び「事業者」の間で誠実に協議の上、これを定める。

附則

(出資者の誓約)

- 第1条 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の承諾を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を第三者に対して譲渡させることができる。ただし、「事業者」は、「基本協定書」別紙3の「出資者誓約書」を提出した「出資者」については、「発注者」による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権を保有させなければならない。
- 2 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の同意を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。
- 3 第1項の取扱いは、「出資者」間において「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

(融資団との協議)

- 第2条 「発注者」は、その必要を認めた場合には、「本事業」に関し、「事業者」に融資を行う融資団との間で協議を行う。「発注者」がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。
- 一 本契約に関し、「事業者」に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
 - 二 「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を、「出資者」から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
 - 三 融資団が「事業者」への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
 - 四 「発注者」による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙 1 事業場所

事業者の提案による。

別紙 2 契約代金額の内訳

事業者の提案（様式 A-5 添付①）による。

別紙 3 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「相乗事業者」
本事業衛星と組み付けた設備を利用して事業を行う日本国法人をいう。
- 2 「維持管理・運用期間」
各「本事業衛星」につき、「引渡日」（同日を含む。）以降本契約の終了日までの期間をいう。
- 3 「維持管理・運用業務」
「維持管理業務」及び「運用業務」の総称をいう。
- 4 「維持管理・運用計画書」
「要求水準書」に基づき「事業者」が作成する衛星維持管理計画書及び衛星運用計画書を個別に又は総称していう。
- 5 「維持管理企業」
「維持管理業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 6 「維持管理業務」
「地上施設」の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については「要求水準書」及び「事業計画書」による。
- 7 「1号機」
静止防衛通信衛星「1号機」をいう。
- 8 「1号機運用・維持管理費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「1号機」の「運用業務」及び「1号機」に係る「地上施設」の「維持管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 9 「1号機衛星調達費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「1号機」（ただし、「発注者」の調達する「1号機」に係る中継器等を除く。）の「調達業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 10 「1号機割賦手数料」
「1号機整備費」（「割賦手数料」を除く。）を元本とする、別紙7に定める方法による分割払いを前提とする「割賦利率」により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。
- 11 「1号機整備費」
「1号機衛星調達費」、「1号機地上施設整備費」及び「1号機割賦手数料」の合計額をいう。
- 12 「1号機地上施設整備費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「1号機」に係る「地上施設」（「中継機等管制局」器材の一部を除く。）の「整備業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 13 「打上関連企業」
「本事業衛星」の打上業務に関する業務の一部を「打上企業」から受任し、又は請け負う者をいう。
- 14 「打上企業」
「本事業衛星」の打上業務を「調達企業」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。

- 15 「打上企業等」
「選定企業」から「本事業衛星」の打上業務、又は「本事業衛星」の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援を直接受任し、又は請け負う者を言う。
- 16 「運用可能」
第 81 条に基づく初期性能確認を完了し、「本事業衛星」について「衛星運用業務」が開始できる状態をいう。
- 17 「運用企業」
「本事業衛星」の「運用業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 18 「運用業務」
「本事業衛星」の運用に関する、「本事業衛星」の初期性能確認に係る業務、「本事業衛星」のバス管制に係る業務、「本事業衛星」の中継器等管制に係る業務その他「本事業衛星」の運用に関して必要な一切の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「事業計画書」による。
- 19 「運用終了予定日」
各「本事業衛星」の「運用業務」の終了予定日を個別に又は総称していい、「1号機」について平成 42 年 4 月 30 日、「2号機」について平成 43 年 3 月 31 日をいう。ただし、本契約の規定に基づき各「本事業衛星」の「運用業務」の終了予定日が変更された場合には、変更後の終了予定日をいう。
- 20 「運用手順書」
「本事業衛星」の運用全般の具体的手順について記載された文書等を総称していう。
- 21 「衛星運用開始日」
各「本事業衛星」について、「衛星運用業務」を開始した日をいう。
- 22 「衛星運用開始予定日」
各「本事業衛星」の「衛星運用業務」の開始予定日を個別に又は総称していい、各「本事業衛星」の「引渡予定日」の●[応募者の提案による。]日後の応当日をいう。
- 23 「衛星運用業務」
「本事業衛星」が「運用可能」となった後の運用に関する、「本事業衛星」のバス管制に係る業務及び中継器等管制に係る業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「事業計画書」による。
- 24 「衛星調達費」
「1号機衛星調達費」及び「2号機衛星調達費」を個別に又は総称していう。
- 25 「各業務」
「事業契約書等」に定める「調達業務」、「整備業務」、「維持管理業務」、「運用業務」及び「全般管理業務」のそれぞれをいう。
- 26 「割賦手数料」
「1号機割賦手数料」及び「2号機割賦手数料」を個別に又は総称していう。
- 27 「割賦利率」
「基準金利」と「事業計画書」に記載された利ざやを合計した、「割賦手数料」の料率をいう。
- 28 「官給管制器材製造契約」
「発注者」が「官給管制器材製造者」と締結した、「1号機」に係る「中継器等管制局」器材の一部の製造に係る契約をいう。
- 29 「官給管制器材製造者」
「1号機」に係る「中継器等管制局」器材の一部の製造業者である日本電気株式会社をいう。

- 30 「関係資料」
「発注者」が本契約の締結後に「事業者」貸与する「国有地」である「事業用地」に係る測量及びその実施結果に関する調査報告書等の資料をいう。
- 31 「監視職員」
「事業者」による「本事業」の適正かつ確実な履行を確保するために監視等を行う者として「発注者」が定めた職員をいう。
- 32 「基準金利」
本契約別紙7に定める基準金利をいう。
- 33 「基本協定書」
「発注者」、「代表企業」及び「構成員」が、「協力企業」とともに、平成●年●月●日に締結したXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する基本協定書（別紙を含む。）をいう。
- 34 「業績等」
「事業者」の経営管理状況、「事業者」及び「選定企業」並びに「選定企業」以外の第三者が実施する「本事業」における「各業務」及び「その他の業務」等の業績及び実施状況をいう。
- 35 「業務計画書」
「整備調達業務」に関する各種計画書（業務実施計画書、信頼性管理計画書、品質管理計画書、形態管理書及び進捗管理計画書を含む。）の総称をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。
- 36 「業務不履行」
「発注者」による「業績等」に関する監視の結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により「要求水準」を達成しない虞がある、又は「要求水準」を達成していないと判断した状態をいう。
- 37 「業務報告書等」
日・月・半期の単位で作成される「運用業務」に関する各種報告書及び月・半期の単位で作成される「維持管理業務」に関する各種報告書等の総称をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。
- 38 「協力企業」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「事業者」に出資することなく、「本事業」に関する「各業務」又は「各業務」のうち本事業衛星若しくはその管制設備・器材等（管制設備・器材並びに統合衛星NMS及び統合通信インタフェース装置をいう。）の製造に関する部分（以下、第41項及び第77項において「各業務等」という。）を「事業者」から直接、又は各業務等の全部若しくはその主たる部分全体を再委任若しくは下請負により受任し、又は請け負う日本国法人をいう。
- 39 「契約解除通知日」
本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。
- 40 「公共施設等の管理者等」
「PFI法」第2条第3項に定める者をいう。
- 41 「構成員」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接、又はその全部若しくは主たる部分全体を再委任若しくは下請により受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「代表企業」以外の者をいう。
- 42 「国有財産無償貸付契約」
「PFI法」第11条の2第1項及び第12条第1項の規定に基づき、国が「事業者」に「事業用地」を無償で貸し付ける契約をいう。

- 43 「**国有地**」
「発注者」が提供する土地として「入札説明書等」に記載される土地をいう。
- 44 「**サービス対価**」
「発注者」が「事業者」に支払う「本事業」の実施による対価をいい、その算定方法は本契約別紙7による。
- 45 「**再計算の利息**」
本契約が解除された場合に、「契約解除通知日」から「発注者」が選択した支払方法による支払日（当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日）までの期間について「割賦利率」により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての「割賦利率」は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙14による。
- 46 「**再受任者**」
「本事業」の実施に伴う「各業務」又は「その他の業務」の一部を「事業者」から直接受任を受けて業務を実施する「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者から受任する者をいう。
- 47 「**事業期間**」
本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約の全部が解除された日又は各「本事業衛星」の「運用終了予定日」のいずれか遅い日の双方のうち、いずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 48 「**事業計画書**」
「選定企業」が「本事業」の入札手続において「発注者」に提出した「本事業」の実施に係る提案書類一式（「発注者」が当該提案書類一式の詳細を明確化するために、本契約の締結までに「事業者」に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容を明確化するために、「発注者」及び「事業者」が本契約の締結までに確認した事項を含む。
- 49 「**事業契約書**」
「発注者」と「事業者」が平成24年●月●日に締結した「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 事業契約書」（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
- 50 「**事業契約書等**」
「事業契約書」、「入札説明書等」及び「事業計画書」の総称をいう。
- 51 「**事業工程表**」
「本事業」の「事業期間」に亘る工程表をいう。
- 52 「**事業者**」
「基本協定書」に基づいて「代表企業」及び「構成員」が「本事業」の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。
- 53 「**事業年度**」
「事業期間」中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、「事業者」の設立日から最初に到来する3月31日までとする。
- 54 「**事業用地**」
本契約の鑑に記載されている事業場所である用地をいう。
- 55 「**試験実施要領書**」
「発注者」が示す「本事業衛星」及び「地上施設」に係る試験の計画をいい、その詳細は「要求水準書」による。
- 56 「**支出負担行為**」
財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。

- 57 「**下請負人**」
「本事業」の実施に伴う「各業務」又は「その他の業務」の一部を「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者から請け負う者をいう。
- 58 「**支払対象期間**」
各「事業年度」における4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。ただし、最初の「支払対象期間」は、「1号機」に係る「引渡日」の翌日からその後最初に到来する9月30日又は3月31日のいずれか早い日までの期間をいう。
- 59 「**出資者**」
「事業者」の株式を所有する日本国法人をいう。
- 60 「**出資者誓約書**」
「基本協定書」に基づいて「出資者」である者が「発注者」に提出する誓約書をいい、「基本協定書」別紙3に記載の書式による。
- 61 「**消費税等**」
消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。
- 62 「**成果物**」
「要求水準書」、「発注者」の要求その他本契約に基づき「事業者」が作成する「設計図書」その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- 63 「**整備企業**」
本契約に定める「整備業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 64 「**整備業務**」
「地上施設」の整備に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「事業計画書」による。
- 65 「**整備調達期間**」
各「本事業衛星」につき、本契約締結日以降「引渡日」（同日を含む。）までの期間をいう。
- 66 「**整備調達業務**」
「整備業務」及び「調達業務」の総称をいう。
- 67 「**設計図書**」
「本事業衛星」及び「地上施設」の設計の内容を示す設計図書を総称していう。
- 68 「**選定企業**」
「代表企業」、「構成員」及び「協力企業」を個別に又は総称していう。
- 69 「**選定事業**」
「PFI法」第2条第4項に定める選定事業をいう。
- 70 「**全損**」
「維持管理・運用期間」において、各「本事業衛星」が完全に破壊され若しくは永久に滅失し、又は「本事業衛星」につき、軌道位置の保持、姿勢制御等の衛星バスの機能の完全な喪失、中継器等を構成するコンポーネントの機能の完全な喪失その他当該「本事業衛星」による通信中継機能が完全に喪失されたことにより、当該「本事業衛星」に関する「本事業」の継続が不可能と「発注者」が認める状態をいう。
- 71 「**全般管理企業**」
「全般管理業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者並びに当該受任者又は請負人から「各業務」の一部を直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。

- 72 「**全般管理業務**」
統括マネジメント業務、Xバンド衛星通信システムに係る技術支援、「本事業衛星」の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援、並びに「本事業衛星」の打上げに関する保険付保及び保険金請求に係る作業支援をいい、その業務内容の詳細は本契約のほか、「要求水準書」及び「事業計画書」による。
- 73 「**全般管理業務費**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち、「全般管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 74 「**総括代理人**」
「事業者」が本契約第22条第2項の権限を行使させるために設置する者をいう。
- 75 「**その他の業務**」
「各業務」以外の、本事業に関連する一切の業務をいう。
- 76 「**その他の費用**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち、「事業者」が負担する「事業者」の運営に要する費用、利益等の合計に相当する対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 77 「**代表企業**」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接、又はその全部若しくは主たる部分全体を再委任若しくは下請により受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「事業計画書」において代表企業として定められる者をいう。
- 78 「**地上施設**」
「本事業衛星」のバス管制及び中継器等管制を行うために必要となる、「バス管制局」及び「中継等管制局」その他の施設並びに「統合衛星 NMS」及び「統合通信インタフェース装置」その他の設備を個別に又は総称していう。
- 79 「**地上施設整備費**」
「1号機地上施設整備費」及び「2号機地上施設整備費」を個別に又は総称していう。
- 80 「**知的財産権等**」
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、実用新案権等の工業所有権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の総称をいう。
- 81 「**中継器等**」
Xバンド衛星通信中継器等をいう。
- 82 「**中継器等管制局**」
「中継器等」の管制を行う施設及びその関連設備をいい、その詳細は「要求水準書」による。
- 83 「**中継器等製造契約**」
「発注者」が「中継器等製造者」と締結した、「1号機」に係る「中継器等」の製造に係る契約をいう。
- 84 「**中継器等製造者**」
「1号機」に係る「中継器等」の製造業者である日本電気株式会社をいう。
- 85 「**調達企業**」
本契約に定める「調達業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 86 「**調達業務**」
「本事業衛星」の調達に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「事業計画書」による。
- 87 「**統合衛星 NMS**」
使用可能な周波数帯域の中で、一元的に通信回線を割り当てる統合的な管理システムをいう。

- 88 「**統合通信インタフェース装置**」
異なる方式の通信機材を装備する移動局間において2ホップ通信を行うことができる機器をいう。
- 89 「**2号機**」
静止防衛通信衛星「2号機」をいう。
- 90 「**2号機運用・維持管理費**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「2号機」の「運用業務」及び「2号機」に係る「地上施設」の「維持管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 91 「**2号機衛星調達費**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「2号機」の「調達業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 92 「**2号機割賦手数料**」
「2号機整備費」（「割賦手数料」を除く。）を元本とする、別紙7に定める方法による分割払いを前提とする「割賦利率」により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。
- 93 「**2号機整備費**」
「2号機衛星調達費」、「2号機地上施設整備費」及び「2号機割賦手数料」の合計額をいう。
- 94 「**2号機地上施設整備費**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「2号機」に係る「地上施設」の「整備業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙7による。
- 95 「**入札説明書等**」
「発注者」が「本事業」の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 96 「**バス管制局**」
本事業衛星のバス管制を行う施設及びその関連設備をいう。
- 97 「**発注者**」
防衛省装備施設本部長をいう。
- 98 「**引渡遅延期間**」
各「本事業衛星」に係る「引渡予定日」（同日を含む。）から「引渡日」（同日を含む。）までの期間をいう。
- 99 「**引渡日**」
本契約に基づき各「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の引渡しがそれぞれなされた日を個別に又は総称していう。
- 100 「**引渡予定日**」
各「本事業衛星」の引渡予定日を個別に又は総称していい、「1号機」につき平成●年●月●日[応募者の提案による。]、「2号機」につき平成●年●月●日[応募者の提案による。]とする。ただし、本契約に基づき「引渡予定日」が変更された場合には、変更後の日をいう。
- 101 「**PFI法**」
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 102 「**不可抗力**」
本契約別紙9の定義によるものをいう。
- 103 「**分損**」
「維持管理・運用期間」において、各「本事業衛星」につき機能の低下又は寿命の短縮が生じた場合であって、「全損」に至らない状態をいう。

- 104 「法令等」
法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- 105 「法令等の変更等」
本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
- 106 「保守要領書」
「地上施設」の保守に関する要領を記載した書面をいう。
- 107 「本事業」
「事業契約書等」及び「PFI法」に基づいて実施する「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」をいう。
- 108 「本事業衛星」
「1号機」及び「2号機」を個別に又は総称していう。
- 109 「本事業衛星等運用・維持管理費」
「1号機運用・維持管理費」及び「2号機運用・維持管理費」を個別に又は総称していう。
- 110 「本事業衛星等整備費」
「1号機整備費」及び「2号機整備費」を個別に又は総称していう。
- 111 「民有建物」
本契約の鑑に記載されている事業場所として特定される、「発注者」以外の者が所有する建物をいう。
- 112 「民有地」
「国有地」以外の土地をいう。
- 113 「要求水準」
「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。
なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- 114 「要求水準書」
「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める「要求水準」を示す書類をいい、「発注者」が平成24年5月21日付で公表したXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する業務要求水準書（公表後の追加、変更及び当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。
- 115 「リフトオフ」
「本事業衛星」の第1段エンジンの計画的点火に引き続き打上機の固体ブースターへの点火が行われた状態その他打上機の推力を外部からコントロールできない状態に至ることをいう。

別紙 4-1 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

(情報セキュリティ基本方針等の確認)

- 第1条 乙は、契約締結後、速やかに、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。以下同じ。）に定めるところにより、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準（甲の定める「調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）第2項第10号及び第11号に規定する「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ基準」をいう。以下同じ。）を作成し、甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更部分が甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準に基づき、情報セキュリティ実施手順（本基準第2項第12号に規定する「情報セキュリティ実施手順」をいう。以下同じ。）を作成し、甲の定める本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けた情報セキュリティ実施手順と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 4 第2項の規定は、情報セキュリティ実施手順を変更する場合に準用する。
- 5 甲は、乙に対して情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ実施手順並びにそれらが引用している文書の提出、貸出、又は閲覧を求めることができる。

(保護すべき情報の取扱い)

- 第2条 乙は、前条において甲の確認を受けた情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ実施手順に基づき、この契約に関する保護すべき情報（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.7.31）第2項第1号に規定する「保護すべき情報」をいう。以下同じ。）を取り扱わなければならない。

(保護すべき情報の漏えい等に関する乙の責任)

- 第3条 乙は、乙の従業員又は下請負者（契約の履行に係る作業に従事するすべての事業者（乙を除く。）をいう。）の故意又は過失により保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故があったときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

(開示の申請及び届出)

第4条 乙は、やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示する場合には、あらかじめ、開示先において情報セキュリティが確保されることを付紙様式に定める確認事項により確認した上、書面により甲の許可を受けなければならない。

2 乙は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を下請負者に取り扱わせる場合には、あらかじめ、付紙様式に定める確認事項によって、当該下請負者において情報セキュリティが確保されることを確認し、その結果を甲に届け出なければならない。ただし、輸送その他の保護すべき情報を知り得ないと乙が認める業務を請け負わせる場合は、この限りではない。

3 前2項の規定は、乙が保護すべき情報を開示した第三者及び下請負者について準用する。この場合において、当該第三者及び下請負者は、乙を経由して甲の承認を受けなければならない。

(監査)

第5条 甲は、仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が情報セキュリティ基本方針等（本基準第2項第13号に規定する「情報セキュリティ基本方針等」をいう。以下同じ。）を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故発生時等の措置)

第6条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

(1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

(2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合

- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 第1項及び第2項第1号の場合における甲の調査については、前条の規定を準用する。
- 5 乙は、第1項に規定する事故がこの契約及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。
- 6 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 7 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約の解除)

- 第7条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により前条第1項に規定する事故が発生し、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

(契約履行後における乙の義務)

- 第8条 第2条、第3条及び第6条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

情報セキュリティ対策実施確認書

1 下請負者名又は開示先事業者名等

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 請負又は開示予定年月日：
 (4) 業務の実施予定場所※：

※（請負事業者又は開示先事業者の業務の実施予定場所を記入）

2 防衛省による情報セキュリティ実地監査の受査状況

(1) 下請負者又は開示先事業者

- ア 監査年月日：
 イ 監査結果：
 ウ 監査結果の文書番号及び年月日：

(2) 下請負者又は開示先事業者の業務実施場所を管理する事業者（(1)の下請負者又は開示先事業者と同じ場合は省略可）

- ア 監査年月日：
 イ 監査結果：
 ウ 監査結果の文書番号及び年月日：

3 下請負者又は開示先事業者に対する確認事項（上記2における監査年月日が請負年月日の属する年度又はその前年度の場合は、下線を引いた事項を除き確認を省略することができる。）

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は 未実施の理由
1	5 (1) 情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基準 ・保護すべき情報を取り扱う可能性のある全ての者に周知することを定めていること。 ・必要に応じて下請負者へ周知することを定めていること。		
2	5 (2) 情報セキュリティ基本方針等の見直し ・情報セキュリティ基本方針等を定期的並びに重大な変化及び事故が発生した場合、見直しを実施し、必要に応じて変更することを定めていること。		
3	6 (1) ア 情報セキュリティに対する経営者等の責任 ・経営者等が情報セキュリティ基本方針等を承認することを定めていること。		
4	6 (1) イ 責任の割当て ・総括責任者を置くことを定めていること。 ・管理責任者を置くことを定めていること。		
5	6 (1) ウ 守秘義務 ・取扱者との間で守秘義務を定めた契約又は合意をすることを定めていること。 ・定期的並びに状況の変化及び事故が発生した場合、要求事項の見直しを実施し、必要に応じて修正することを定めていること。		
6	6 (1) エ 情報セキュリティの実施状況の監査 ・情報セキュリティの実施状況について、定期的及び重大な変化が発生した場合、監査を実施し、必要に応じて是正措置をとることを定めていること。 ・定期的及び重大な変化が発生した場合において、監査を適切に実施していること。 ・監査の実施に関し、その結果を保存していること。 ・監査の結果、必要な是正措置が適切にとられていること。		
7	6 (2) 保護すべき情報を取り扱う下請負者 ・保護すべき情報を請け負わせる場合には、契約上の義務に本基準に基づいた実施を含めるとともに、確認を実施し、防衛省へ届け出ることを定めていること。		
8	6 (3) ア 第三者への開示の禁止 ・第三者への開示又は漏えいをしてはならないことを定めていること。 ・やむを得ない場合は、あらかじめ書面による防衛省の許可を得ることを定めていること。		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は 未実施の理由
9	6(3)イ 第三者に関係したリスクの管理 ・第三者の取扱施設への立入りを許可する場合、リスクを明確にした上対策を定めていること。		
10	6(3)ウ 第三者に対する立入りの許可 ・第三者へ立入りを許可する場合の手順を定めていること。		
11	7(1) 分類の指針 ・保護すべき情報を明確に分類できる分類体系を定めていること。		
12	7(2)ア 保護すべき情報の目録 ・目録の作成及び維持することを定めていること。 ・目録が適切に維持されていること。		
13	7(2)イ 取扱いの管理策 ・取扱施設で取り扱うことを定めていること。 ・接受等を記録することを定めていること。 ・個人が所有する情報システム及び可搬記憶媒体で取り扱ってはならないことを定めていること。 ・(やむを得ない場合)事前に防衛省の許可を得る手続を定めていること。 ・接受等が適切に記録されていること。		
14	7(2)ウ 保護すべき情報の保管等 ・保護すべき情報は、施錠したロッカー等において保管することを定めていること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理(無断での使用を防止)することを定めていること。 ・施錠したロッカー等において保管していること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理していること。		
15	7(2)エ 保護すべき情報の持ち出し ・持ち出しに伴うリスクを回避することができると判断する場合の判断基準を定めていること。 ・持ち出しする場合は記録することを定めていること。 ・持ち出しを記録していること。		
16	7(2)オ 保護すべき情報の破棄 ・復元できない方法による破棄を定めていること。 ・破棄したことを記録することを定めていること。 ・破棄を記録していること。		
17	7(2)カ 該当部分の明示 ・保護すべき情報を作成、製作又は複製した場合、保護すべき情報である旨の表示を行う事を定めていること。 ・保護すべき情報を記録する箇所を明示する及び明示の方法を定めていること。 ・適切に表示及び明示されていること。		
18	8(1) 経営者等の責任 ・経営者等は取扱者を保護すべき情報を知る必要のある者だけに限定することを定めていること。		
19	8(2) 情報セキュリティ教育及び訓練 ・定期的な教育及び訓練の実施を定めていること。 ・定期的に行う教育には、組織の方針、取扱手順、関連する法令その他なりすましメール等による悪意のあるコードへの感染を防止するための対策及び感染した場合の対処手順等に関する内容が含まれていること。 ・定期的に教育及び訓練を実施していること。 ・教育及び訓練の実施状況を記録し、保管していること。		
20	8(3) 違反者への対処方針 ・情報セキュリティ基本方針等に違反した取扱者に対する対処方針及び手続を定めていること。		
21	8(4) 取扱者の責任 ・在職中及び離職後においても、知り得た保護すべき情報を第三者に漏えいしてはならないことを定めていること。		
22	8(5) 保護すべき情報の返却 ・保護すべき情報に接する必要が無くなった場合は、管理者へ返却することを定めていること。 ・保護すべき情報は、管理者へ返却されていること。		
23	9(1)ア 取扱施設の指定 ・取扱施設を定めていること。		
24	9(1)イ 物理的セキュリティ境界 ・物理的セキュリティ境界を用いることを定めていること。		
25	9(1)ウ 物理的入退管理策 ・取扱施設への立入りは、許可された者だけに制限することを定めていること。 ・第三者の立入りを記録することを定めていること。 ・立入記録の保管を定めていること。 ・第三者の立入りを記録し、保管していること。		

番号	確認事項	実施/ 未実施	実施状況の確認方法 又は 未実施の理由
26	9 (1)エ 取扱施設での作業 ・機密性に配慮し作業することを定めていること。 ・通信機器及び記録装置を利用する場合は、経営者等の許可を得ること定めていること。		
27	9 (2)ア 保護システムの設置及び保護 ・保護システムへの保護措置を実施することを定めていること。 ・保護システムへ保護措置が実施されていること。		
28	9 (2)イ 保護システムの持ち出し ・持ち出しに伴うリスクを回避することができるかと判断する場合の基準を定めていること。 ・持ち出しする場合は記録することを定めていること。 ・持ち出しを記録していること。		
29	9 (2)ウ 保護システムの保守及び点検 ・第三者による保守及び点検を行う場合は、必要な処置を実施することを定めていること。 ・第三者による保守及び点検時において、必要な処置が実施されていること。		
30	9 (2)エ 保護システムの破棄又は再利用 ・保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破壊したのち、破棄し、その旨を記録することを定めていること。 ・復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。 ・破棄を記録していること。		
31	1 0 (1) 操作手順書 ・操作手順書を整備し、維持することを定めていること。 ・操作手順書には、 ①可搬記憶媒体へ保存時の手順②可搬記憶媒体及び保護システムの破棄又は再利用の手順③電子メール等での伝達の手順④セキュリティに配慮したログオン手順についての記述又は引用がなされていること。		
32	1 0 (2) 悪意のあるコードからの保護 ・保護システムを最新の状態に更新されたウイルス対策ソフト等を用いて、少なくとも週1回以上フルスキャンを行うことなどにより、悪意のあるコードから保護することを定めていること。(なお、1週間以上電源の切られた状態にあるサーバ又はパソコンについては、再度の電源投入時に当該処置を行うことで可。) ・ウイルス対策ソフト等を最新の状態に更新していること。 ・保護システムをウイルス対策ソフト等により、少なくとも週1回以上フルスキャンしていること。(1週間以上電源の切られた状態にあるサーバ及びパソコンについては、再度の電源投入時に当該処置を行うことで可。)		
33	1 0 (3) 保護システムのバックアップの管理 ・可搬記憶媒体へのバックアップを実施する場合、調達における情報セキュリティ基準7(2)及び10(4)に添った取扱いをすることを定めていること。		
34	1 0 (4)ア 可搬記憶媒体の管理 ・保護すべき情報を保存した可搬記憶媒体を施錠したロッカー等により集中保管することを定めていること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理することを定めていること。 ・保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置をすることを定めていること。 ・施錠したロッカー等において集中保管していること。 ・ロッカー等の鍵を適切に管理していること。 ・保護すべき情報とそれ以外を容易に区別できる処置がされていること。		
35	1 0 (4)イ 可搬記憶媒体への保存 ・可搬記憶媒体へ保存する場合、暗号技術を用いることを定めていること。		
36	1 0 (4)ウ 可搬記憶媒体の破棄又は再利用 ・保護すべきデータが復元できない状態であることを点検し、物理的に破壊したのち、破棄し、その旨を記録することを定めていること。 ・復元できない状態であることを点検した後、再利用することを定めていること。 ・破棄を記録していること。		
37	1 0 (5)ア 保護すべき情報の伝達 ・伝達に伴うリスクから保護できると判断する場合の基準を定めていること。		
38	1 0 (5)イ 伝達及び送達に関する合意 ・保護すべき伝達及び送達は、守秘義務を定めた契約又は合意した相手に対してのみ行うことを定めていること。		
39	1 0 (5)ウ 送達中の管理策 ・保護すべき文書等を送達する場合、許可されていないアクセス及び不正使用等から保護する方法を定めていること。		

番号	確認事項	実施/ 未実施	実施状況の確認方法 又は 未実施の理由
40	<p>1 0 (5)エ 保護すべきデータの伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護すべきデータを伝達する場合には、保護すべきデータが既に暗号技術を用いて保存されている、通信事業者の回線区間に暗号技術を用いる又は電子メール等に暗号技術を用いることのいずれかによって、保護すべきデータを保護しなければならないことを定めている。(漏えいのおそれのない取扱施設内で有線での伝達をする場合を除く。) <u>電子メール等による伝達など、暗号技術を用いるに当たって個人の操作を要するものについて、その旨の教育を行うなど、確実な実施のための方策がとられていること。</u> 		
41	<p>1 0 (6) 外部からの接続</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部からの接続を許可する場合は、利用者の認証を行い、及び暗号技術を用いることを定めていること。 		
42	<p>1 0 (7) 電子政府推奨暗号等の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 暗号技術を用いる場合には、電子政府推奨暗号等を用いることを定めていること。 やむを得ず電子政府推奨暗号等を使用できない場合は、その他の秘匿化技術を用いることを定めていること。 		
43	<p>1 0 (8) ソフトウェアの導入管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入するソフトウェアの安全性を確認することを定めていること。 		
44	<p>1 0 (9) システムユーティリティの使用</p> <ul style="list-style-type: none"> システムユーティリティの使用を制限することを定めていること。 		
45	<p>1 0 (10) 技術的脆弱性の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 脆弱性に関する情報を取得すること及び適切に対処することを定めていること。 		
46	<p>1 0 (11)ア 監査ログ取得</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の保護すべき情報へのアクセス及び例外処理を記録した監査ログを取得することを定めていること。 		
47	<p>1 0 (11)イ 監査ログの保管</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得した監査ログを記録のあった日から少なくとも3か月以上保存するとともに、定期的に点検することを定めていること。 <u>監査ログを記録のあった日から3か月以上保存していること。</u> 		
48	<p>1 0 (11)ウ 監査ログの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査ログを改ざん及び許可されていないアクセスから保護することを定めていること。 		
49	<p>1 0 (11)エ クロックの同期</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護システム及びネットワークを通じて保護システムにアクセス可能な情報システムの日付及び時刻を定期的に合わせることを定めていること。 		
50	<p>1 0 (11)オ 保護すべきデータの監視</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護システムが共有ネットワーク(インターネット等)へ物理的に接続されている場合は、共有ネットワークを通じた保護すべきデータの社外漏えいを未然に防止することを可能とする常時監視を行わなければならない。 <u>保護すべきデータが、共有ネットワークを通じて社外へ漏えいすることを未然に防止することを可能とする常時監視を行っていること。</u> 		
51	<p>1 1 (1) アクセス制御方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務内容に応じて、保護すべき情報、取扱施設及び保護システムへのアクセス制御方針を定めていること。 定期的並びに重大な変化及び事故が発生した場合、見直しを実施し、必要に応じて修正することを定めていること。 		
52	<p>1 1 (2)ア 利用者の登録管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護システムの利用者の登録及び登録削除をすることを定めていること。 		
53	<p>1 1 (2)イ パスワードの割当て</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期又は仮パスワードは、容易に推測されないものとともに、機密性を配慮した方法で配布することを定めていること(パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りでない。) 		
54	<p>1 1 (2)ウ 管理者権限の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者権限の利用は必要最低限とすることを定めていること。 		
55	<p>1 1 (2)エ アクセス権の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護システムの利用者のアクセス権の割当てを定期的及び必要に応じて見直すことを定めていること。 		
56	<p>1 1 (3)ア パスワードの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護システムの利用者は、容易に推測されないパスワードを選択しなければならないことを定めていること(パスワードより強固な手段を併用又は採用している場合はこの限りでない。) 		

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況の確認方法 又は 未実施の理由
57	1 1 (3)イ 無人状態にある保護システム対策 ・保護システムが無人状態に置かれる場合、機密性を配慮した措置を実施することを定めていること。 ・ <u>無人状態にある保護システムへ機密性を配慮した措置が実施されていること。</u>		
58	1 1 (4)ア 機能の制限 ・保護システムの利用者の職務内容に応じて、利用できる機能を制限することを定めていること。		
59	1 1 (4)イ ネットワークの接続制御 ・保護システムを共有ネットワークへ接続する場合、接続に伴うリスクから保護することを定めていること（FW設置など）。		
60	1 1 (5)ア セキュリティに配慮したログオン手順 ・保護システムの利用者は、セキュリティに配慮した手順でログオンすることを定めていること。 ・ <u>セキュリティに配慮した手順でログオンしていること。</u>		
61	1 1 (5)イ 利用者の識別及び認証 ・保護システムの利用者ごとに一意な識別子（ユーザーID、ユーザー名等）を保有させることを定めていること。		
62	1 1 (5)ウ パスワード管理システム ・保護システムは、パスワードの不正使用を防止する機能を有さなければならないことを定めていること。		
63	1 2 (1)、(2) 情報セキュリティの事故の報告 ・情報セキュリティ事故等に関する下記のそれぞれの事項について、発注者（防衛省との直接契約関係にある防衛関連企業をいう。以下同じ。）への報告要領を定めているとともに、当該報告要領に以下のことが規定されていること。 ① 情報セキュリティ事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 ② ア) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められた場合、及びイ) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合において、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。 ③ 情報セキュリティ事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を発注者に報告しなければならない。 ・ <u>報告に当たっての責任者及び連絡担当者等を明らかにした連絡系統図を作成している（異動等のあった場合には更新している）とともに、直ちに発注者に報告する場合の責任者及び連絡担当者を明示していること。</u>		
64	1 2 (3)ア 対処体制及び手順 ・情報セキュリティ事故（情報セキュリティ事故の疑いのある場合を含む。以下同じ。）及び事象に対処するため、対処体制、責任及び手順を定めていること。		
65	1 2 (3)イ 証拠の収集 ・情報セキュリティ事故が発生した場合（保護すべき情報が保存されたサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合を含む。）、証拠を収集し、速やかに発注者を經由して防衛省へ提出することを定めていること。		
66	1 2 (3)ウ 情報セキュリティ基本方針等への反映 ・情報セキュリティ基本方針等の見直しに、情報セキュリティ事故及び事象を反映することを定めていること。		
67	1 3 (1)ア 遵守状況の確認 ・管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ基本方針等の遵守状況の確認を定めていること。		
68	1 3 (1)イ 技術的遵守の確認 ・保護システムの管理者の責任の範囲において、情報セキュリティ基本方針等への技術的遵守状況を確認することを定めていること。		
69	1 3 (2) 情報セキュリティの記録 ・保護すべき情報に係る重要な記録の保管期間を定めていること。 ・重要な記録は、施錠したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等厳密に保護することを定めていること。 ・適切に鍵を管理することを定めていること。 ・ <u>重要な記録は、施錠したロッカー等において保管又は暗号技術を用いる等厳密に保護されていること。</u> ・ <u>適切に鍵が管理されていること。</u>		
70	1 3 (3) 監査ツールの管理 ・保護システムの監査に用いるツールは、悪用を防止するため、必要最低限の使用にとどめることを定めていること。		
<p>確認年月日： _____</p> <p>確認者（企業名、所属、役職、氏名）： _____ 印</p>			

注：未実施の理由については、実施する必要がないと認められる合理的な理由を記すこと。

別紙 4-2 秘密の保全に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン(第9条第1項において「特約条項等」という。)の定めるところにより秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他甲により秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画(以下「特定資料」という。)又は秘密の指定のある秘密に属する物件(以下「特定物件」という。)を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、当該特定資料又は当該特定物件に秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件を乙に交付する旨を記載した文書を添えて、送達するものとする。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報(秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第6条第2項第1号において同じ。) 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報(北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条(ii)に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第6条第2項第2号において同じ。) NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第3号において同じ。) 仏国政府

(特定資料の保全措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を秘密の取扱いの業務に従事する者(以下「関係社員」という。)以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保全措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに秘密、登録番号等の表示を付さなければならない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報 仏国政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社(工場)内における秘密の保全を確実にを行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで)に特約条項等に基づき、秘密保全規則等(秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領をいう。)を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、秘密保全規則等がすでに作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

2 乙は、契約履行中であっても、前項の資料に秘密指定の条件として示されている秘密の指定期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時等の措置)

第14条 乙は、秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。このほか、それらの事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合には、乙は、適切な措置をとるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省と秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛省との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めるときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

別紙 4-3 装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン

装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（平成19年4月 防衛省）

1 目的及び考え方

装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、乙による秘密（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する秘密、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。）の保全又は保護（以下「秘密保全」という。）を万全ならしめるために、秘密の保全に関する特約条項、防衛秘密の保護に関する特約条項又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項（以下「秘密保全特約」という。）を補足する共通の事項を規定するものである。

乙は、秘密保全特約及び本ガイドラインに基づき作成し甲の確認を受けた秘密保全規則等（秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領をいう。以下同じ。）に従い、秘密を適正に取り扱わなければならない。

2 用語の定義

本ガイドラインにおいて用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 情報システムとは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク又は記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。
- (2) パソコンとは、情報システムを構成する端末装置である電子計算機、ネットワークに接続せずに独立して業務処理を行うことのできる電子計算機、計測器又は試験用器材として使用されるものであって各種のデータを保存することのできる電子計算機その他のデータ保存機能を有する電子計算機をいう。
- (3) 記憶媒体とは、フロッピーディスク、光磁気ディスク、USBメモリ、外付けハードディスクその他のパソコンに挿入又は接続して情報を保存し、当該情報を持ち出すことのできる媒体をいう。
- (4) 携帯型記録機器とは、映像走査機（ハンディスキャナー）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の映像記録等の機能を有する機器をいう。
- (5) 携帯型情報通信機器とは、携帯電話、携帯情報端末（PDA）その他の通話・通信の機能を有する機器をいう。
- (6) 特定資料又は特定物件とは、秘密の保全に関する特約条項第1条第2項、防衛秘密の保護に関する特約条項第1条第2項又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項第1条第2項に規定する特定資料又は特定物件をいう。
- (7) 外部委託とは、情報システムに関する保守等の業務の一部又は全部を第三者に請け負わせることをいう。
- (8) 秘密保全施設とは、特定資料又は特定物件が取り扱われ、又は保管されている施設をいう。

3 適用範囲等

- (1) 本ガイドラインは、秘密に係る情報の取扱いを対象とする。
- (2) 秘密に係る情報の取扱いにおいて、パソコン、携帯型記録機器（以下「パソコン等」という。）を使用する必要のない乙に対しては、パソコン等に係る規定（第5(5)、第7(3)オ、第8(3)から(8)まで、第9及び第10）は適用しないものとする。この場合、乙は、パソコン等を取り扱わない旨を秘密保全規則等に規定し、甲の確認を受けるものとする。
- (3) 本ガイドラインに規定されている事項以外の措置が必要となった場合には、乙は、その都度、甲と協議の上必要事項を決定するとともに、当該必要事項を秘密保全規則等に加えるものとし、秘密保全規則等に新たに規定したときは、改めて甲の確認を受けるものとする。

4 秘密保全規則等の取扱い

- (1) 秘密保全規則等は、甲による確認前に、受注案件を処理する部門責任者又はその上司（以下「部門責任者等」という。）の承認を受けていること。
- (2) 乙は、秘密保全規則等を秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）に確実に周知すること。

5 組織のセキュリティ

- (1) 乙は、秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置すること。
- (2) 乙は、秘密の種類を混同することなく、秘密の種類ごとに秘密を管理するとともに、秘密の種類ごとに秘密の管理全般に係る総括的な責任者（防衛秘密においては防衛秘密の取扱いの業務を管理する者。以下「総括者」という。）を置くこと。ただし、異なる秘密の種類を総括者を同一の者が兼ねることは、妨げない。
- (3) 総括者は、秘密保全に係る関係部署及び従業員の秘密保全に対する責任分担及び役割（秘密保全に係る手続の実施を含む。）を明確に定めること。
- (4) 総括者又はその指定する者は、秘密保全規則等の内容及び履行状況を定期的に確認し、不十分な点があると認めるときは、直ちに是正のための必要な措置を講ずること。
- (5) 秘密保全施設内で使用する情報システムに関する外部委託は、原則として禁止する。ただし、保守等のため、やむを得ず外部委託をしなければならない場合には、総括者は、少なくとも次のアからエまでに掲げる措置を講ずること。
 - ア 外部委託を受ける者との間において、秘密保全のために必要な契約を締結すること等により、秘密保全上の注意点及び要求事項を明示的に義務付けること。
 - イ 外部委託を受ける者は、甲が、当該情報システムが設置されている秘密保全施設への立入りを事前に許可した者に限ること。
 - ウ 外部委託を受ける者による保守等に当たっては、当該情報システムから秘密に係る情報を消去した後に行わせることとするほか、秘密保全施設内において管理されている他の秘密に接触することのないよう措置を講ずること。
 - エ 総括者又はその指定する者は、外部委託を受けた者が保守等の作業を行っている間、立ち会い、及び必要な監視を行うこと。この場合において、総括者の指定する者が立ち会い、又は必要な監視を行ったときは、総括者の指定する者は、総括者に対し速やかに外部委託を受けた者の秘密保全上の注意点及び要求事項の遵守状況等について報

告すること。

6 特定資料又は特定物件の分類及び管理

- (1) 総括者は、特定資料又は特定物件の作成、交付、供覧、保管、廃棄等の管理（以下「作成等」という。）を確実に実施するため、秘密の種類ごと（必要な場合は、これに加え機密、極秘及び秘の区分ごと）に必要な関係簿冊（保管記録、閲覧・貸出記録、検査記録、立入記録等を記載する簿冊をいう。以下この号において同じ。）を整備し、定期的に点検すること。この場合、総括者は、記録内容の改ざんを防止するための適切な管理を行うとともに、関係簿冊を秘密保全の責任がある期間（秘密等の保全又は保護に関する違約金条項第2条に規定する乙が秘密等を保全する責任がある期間をいう。）経過後3年を経過するまでの間保管するものとし、その後、甲の確認を受け、廃棄すること。
- (2) 総括者は、特定資料又は特定物件の作成等を確実に実施するため、関係社員が従事する作成等の作業ごとに、当該関係社員の権限及び義務を定め、並びに他の関係社員による確認、監視等の手順を定めるとともに、関係社員全員に対する教育、監督、検査等を適切かつ確実に行うこと。

7 人的セキュリティ

- (1) 部門責任者等は、秘密を取り扱うのにふさわしい者をもって充てること。
- (2) 部門責任者等は、次のア及びイに掲げる措置を確実に講ずること。
 - ア 秘密保全規則等に違反した者に対する正式な懲戒手続を備え、かつ懲戒を確実に履行すること。
 - イ 関係社員の秘密保全に関する責任を明確にし、在職中及び離職後における秘密保全に係る誓約を文書で行わせること。また、当該文書には、当該関係社員が秘密を漏えいした場合の当該関係社員の民事上の責任に係る規定を含めること。
- (3) 総括者は、秘密保全の重要性及び保全に関する社内規則（秘密保全規則等を含む。ウにおいて同じ。）の内容について、関係社員その他の従業員全てに対し、次のアからオまでに掲げる内容を含む教育を定期的に行い、その結果を甲に届け出ること。
 - ア 秘密保全の重要性、意義（秘密保全意識の涵養を含む。）
 - イ 「need to know の原則」（「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則）の確実な履行
 - ウ 保全に関する社内規則の確実な履行
 - エ 隙のない勤務と私生活における慎重な行動
 - オ 悪意のあるソフトウェアへの感染（特に記憶媒体を介した感染）を防止するための対策及び感染した場合の対処手順
- (4) 総括者は、秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故に対して、迅速、効果的及び整然とした対処を確実に行うこと。この場合、総括者又はその指定する者は、適切な連絡経路を通じて、直ちに把握し得る限りの全ての内容を甲に報告するとともに、その後速やかにその詳細を報告することとし、そのため、総括者は、必要な手順を作成すること。なお、手順には、報告に当たっての責任者及び連絡担当者等を明らかにした連絡系統図を作成することとし、異動等のあった場合にはこれを更新すること。

8 物理的及び環境的セキュリティ

- (1) 総括者は、秘密保全施設への関係社員以外の者の立入りを制限するとともに、秘密保全施設は、不正な立入りができない構造にすること。
- (2) 総括者は、秘密保全施設への関係社員以外の者の立入りを制限するため、次のア及びイに掲げる入退室管理を確実にを行うこと。
 - ア 秘密保全施設内における秘密保全を強化するために、総括者は、次の(ア)及び(イ)に掲げる内容を含む秘密保全の措置を講じること。
 - (ア) 関係社員その他甲により立入りを許可された者(第5項(5)イに基づき甲が秘密保全施設への立入りを許可した外部委託を受ける者を含む。)以外の者を立ち入らせない。
 - (イ) 総括者は、秘密保全施設の鍵の保管及び接受、秘密保全施設の警備その他秘密保全施設における秘密保全を強化するため必要な細部の手続を定める。
 - イ 総括者は、関係社員その他甲により立入りを許可された者が秘密保全施設に立ち入るときは、その者に所属、氏名、立入り目的その他の所要事項を記録簿に記載させるとともに、バッジ等を着用させ、立入りを管理すること。
- (3) 総括者は、パソコン等の設置に当たっては、設置場所における危険性を十分配慮して設置し、及び保護すること。
- (4) 総括者は、秘密に係る業務のために使用するパソコン等を秘密保全施設内に常設し、原則としてその持出しを禁止すること。ただし、保守等のため、やむを得ず持ち出さなければならない場合には、総括者は、パソコン等に記録されている秘密の漏えいを防止するための措置を講じること。この場合、総括者は、総括者又はその指定する者を含む複数の者が措置状況等を確認し、かつ、総括者又はその指定する者が持出しに関する記録簿に所要事項を記録した場合に限り、持ち出しを許可すること。
- (5) 総括者は、秘密に係る業務のために使用するパソコン等として、無線LANの機能が内蔵されているものの使用を禁止すること。
- (6) 総括者は、秘密保全施設内に常設するパソコン及び記憶媒体のうち固定可能なものにあつてはセキュリティワイヤなどにより固定の上、これを施錠することとし、又は固定することが困難なものにあつてはロッカー等に保管の上、これを施錠すること。この場合、セキュリティワイヤ又はロッカー等の鍵は、総括者又はその指定する者が、その許可なく使用されることのないよう適切に管理すること。
- (7) 総括者は、(3)の規定により設置したパソコン等以外のパソコン等及び携帯型情報通信機器の秘密保全施設への持込みを原則として禁止すること。ただし、新設等のため、やむを得ずパソコン等の持込みが必要となった場合には、総括者は、持込むパソコン等について、インストールされているソフトウェア等を確認するなど秘密の漏えいを防止するための措置を講じること。この場合、総括者は、総括者又はその指定する者が持込みに関する記録簿に所要事項を記録し、かつ、持ち込むパソコン等が私有品ではないことを確認した場合に限り、持込みを許可すること。
- (8) 秘密に係る業務に使用したパソコン等を処分又は修理するときは、次のア及びイに掲げる措置を実施すること。
 - ア パソコン等は物理的に破壊し、又はいかなる方法においても記録又は保存された内

容を再現することができない状態にし、秘密の漏えいを防止すること。

イ 処分又は修理に当たっては、総括者又はその指定する者が必ず監督し、その実施状況を記録すること。この場合、総括者の指定する者が当該監督を行ったときは、総括者に速やかに当該実施状況を報告すること。

9 通信及び運用管理

- (1) 総括者は、秘密保全施設内で使用するパソコン等に関する操作手順を文書化し、関係社員が常時参照できるようにすること。
- (2) 総括者は、悪意のあるソフトウェアから秘密を保護するため、関係社員に、それぞれのパソコン等に対応する適切な最新のウィルス対策ソフトウェア等を用いて当該ソフトウェアを検出させ、及び検出時にその事実を適切に認知させるための対策を講じるとともに、当該ソフトウェアが認知された場合は、削除する等の措置を講ずること。特に、記憶媒体については、少なくとも週1回以上当該措置を講ずること。ただし、1週間以上使用されていない記憶媒体については、使用する直前に当該措置を講ずるものとする。
- (3) 総括者は、業務に必要なソフトウェアの使用状況を確認するとともに、必要のないソフトウェアのインストールをさせないこと。
- (4) 情報システムのネットワークは、秘密保全施設内において有線により配線接続した場合に限り構築できるものとし、秘密保全施設外への接続は、いかなる場合も禁止すること。
- (5) 総括者は、秘密の保全に関する特約条項第5条第1項、防衛秘密の保護に関する特約条項第7条第3項及び第8条第3項、又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項第5条第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等について、電子情報としてこれを行う場合には、記憶媒体以外への保存を禁止すること。
- (6) 総括者は、次のアからエまでに掲げる内容を含む記憶媒体の取扱いに関する管理手順を作成し、関係社員に周知すること。
 - ア 記憶媒体を使用するときは、総括者又はその指定する者がその都度許可を与えること。
 - イ 記憶媒体の貸出・返却に関する記録を残すこと。
 - ウ 記憶媒体に情報を記録するときは、秘匿すること。
 - エ 記憶媒体の内容の複製及び破棄手順に関すること。

10 アクセス制御

- (1) 総括者は、秘密保全施設内において情報システムを使用する場合には、関係社員が取り扱うことができる秘密の種類、関係社員の役職等に応じた情報システムの利用可能機能等を規定することにより、アクセス制御を行うこと。
- (2) 総括者は、関係社員による情報システムの利用可能機能へのアクセスを許可し、適切なアクセス権を付与するため、利用者としての登録及び登録の削除を行うこと。また、アクセスに対する有効な管理を維持するため、人事異動等の際においてはアクセス権の見直しを実施するとともに、そのほか定期的な見直しを実施すること。

- (3) 総括者は、情報システムの操作性を改善するためのソフトウェアの使用を制限するとともに、情報システムの使用状況の記録等に必要なソフトウェア又はデータの誤用又は悪用を防止するため、総括者が(2)の規定により許可する関係社員以外の者がアクセスすることのないようアクセス権を厳格に管理すること。
- (4) 総括者は、情報システムの使用状況の記録の編集など、操作に関する権利の割当てを制限し、関係社員のアクセス権を厳格に管理すること。
- (5) 総括者は、責任の所在を明確にするために、情報システムを使用するすべての者に、各個人ごとの利用者ID（以下単に「利用者ID」という。）を保有させるとともに、パスワード設定をさせること。パスワード設定においては、次のアからエまでに掲げる内容を含む必要な措置を講じること。
 - ア 利用者にパスワードの変更手順を理解させる。
 - イ 利用者にパスワードの変更を実施させる。
 - ウ パスワードは、推測されにくいものとし、定期的に変更する。
 - エ 利用者が画面上の表示を確認しつつ設定することのできる機能を有する。
- (6) 総括者は、情報システムの不正使用や不適切な運用のチェックなど、問題が発生したときの調査及びアクセス制御の監視を補うために、以下の事項に留意し、情報システムの使用状況を記録し、保存すること。
 - ア 情報システムの使用状況の記録は、定期的に、及び必要に応じて点検すること。
 - イ 少なくとも、利用者ID、ログオン及びログオフの日時、アクセス者の端末ID、アクセスされたファイル並びに使用されたプログラム、情報システム及びデータへのアクセスの成否を記録すること。

1.1 検証・改善

総括者は、秘密の保全に万全を期すため、秘密の保全に係る社内の文書類、秘密保全組織、秘密の管理状況、教育内容等の秘密の保全を確保するための各種措置について不断の検証を行い、状況に応じて必要な改善を行うこと。

別紙 5 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する「秘密」、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する「防衛秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密等」という。）であって、秘密の保全に関する特約条項、防衛秘密の保護に関する特約条項又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

- (1) 漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額
 - ア 「秘密」のときは、契約金額の100分の5
 - イ 「防衛秘密」のときは、契約金額の100分の7.5
 - ウ 「特別防衛秘密」のときは、契約金額の100分の10
 - (2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算
 - ア 秘密等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額
 - イ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額
 - ウ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額
 - (3) 乙が、過去10年以内に秘密等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第1号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算
 - (4) 前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算
 - (5) 秘密等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額
- 2 乙が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 3 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないと

きは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

- 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を乙が受領したときからとする。

- 2 前項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。
- 3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

別紙 6 業績等の監視及び改善要求措置要領

入札説明書 資料-7による。

別紙 7 サービス対価の算定及び支払方法

入札説明書 資料-4による。

別紙 8 事業者等が付す保険等

「本事業」に関して、「事業者」に付保を要請する保険及びその条件は以下のとおりとする。但し以下の保険種目並びに保険条件は最小限度の条件であり、「事業者」の判断に基づき、追加的な保険種目の付保並びに補償範囲を拡大することを妨げるものではない。

なお、「維持管理・運用期間」中における「事業者」の増加費用や損害等の負担区分等を踏まえ、いわゆる打上げ保険、寿命保険を「事業者」が付保することは前提としていない。

1. 「整備調達業務」に係る保険

(1) 「本事業衛星」の「調達業務」及び「地上施設」の「整備業務」の履行に係る保険

① 履行保証保険

保険内容： 「本契約」の不履行により生ずる損害をてん補
契約者： 「事業者」又は「選定企業」のうち「事業者」から直接業務を受任し又は請け負う者
被保険者： 国又は「事業者」
保険期間： 「本契約」締結日から「2号機」に係る「引渡日」までの期間
保険金額： 「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額。ただし、「1号機」に係る「引渡日」の翌日から「2号機」に係る「引渡日」までは、「2号機整備費」（「2号機割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額。

「本事業衛星」の「調達業務」及び「地上施設」の「整備業務」の履行を確保するために、本契約第9条第1項第4号以外の保証を付する場合には、上記の履行保証保険の付保の必要はない。

また、「事業者」は、「事業者」を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合、保険金請求権に、第107条第2項による違約金支払債務を被担保債権とする質権を、「発注者」のために設定するものとする。かかる質権設定費用は「事業者」が負担する。

(2) 「地上施設」の「整備業務」に係る保険

① 工事保険

保険内容： 不測かつ突発的な事故による工事目的物の損害を補償
契約者： 「事業者」又は「選定企業」のうち「事業者」から直接業務を受任し又は請け負う者
被保険者： 国、「事業者」及び「選定企業」並びにこれらのすべての「下請負人」
保険期間： 工事着工日から「引渡日」までの期間
保険金額： 「地上施設整備費」
免責金額： 工事保険で一般に定める内容

② 第三者賠償責任保険

保険内容： 工事に起因する第三者に対する対人及び対物賠償損害を補償

契約者： 「事業者」又は「選定企業」
被保険者： 国、「事業者」及び「選定企業」並びにこれらのすべての「下請負人」
保険期間： 工事着工日から「地上施設」の「引渡日」までの期間
てん補限度額： 対人1億円/1人 以上 10億円/1事故 以上
対物10億円/1事故 以上
免責金額： 5万円/1事故 以下
その他： 交差責任担保特約を付帯する

「事業者」又は「選定企業」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出する。

「事業者」又は「選定企業」は、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

なお、バス管制局を「民有地」又は「民有建物」を利用して整備する場合も、上記に準じて保険を付保する。

また、「事業者」又は「選定企業」は、業務遂行上及び車両運行上における事故に起因する対人及び対物損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

(3) 「本事業衛星」の「調達業務」に係る保険

① 財物保険

保険内容： 各「本事業衛星」等に生じた不測かつ突発的な財物損害を補償
契約者： 「事業者」又は「選定企業」
被保険者： 国、「事業者」、「選定企業」その他被保険利益を有する者（ただし、「2号機」については被保険者から国を除く）
保険期間： 射場搬入から「リフトオフ」まで
保険金額： 衛星（官給する「中継器等」を含む）の再調達価額
免責金額： 「事業者」の提案による
その他： 国を求償権不行使先に指定する

② 射場における第三者賠償責任保険

保険内容： 各「本事業衛星」等の「調達業務」の遂行に伴って発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を補償
契約者： 「事業者」、「選定企業」又は「打上企業」
被保険者： 国、「事業者」、「選定企業」、「打上企業」、「打上関連企業」
保険期間： 射場搬入から2. (1) ①に定める保険契約の始期まで
てん補限度額： 対人1億円/1人 以上 10億円/1事故 以上
対物10億円/1事故 以上
免責金額： 「事業者」の提案による
その他： 交差責任担保特約を付帯する

「事業者」又は「選定企業」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出する。

「事業者」又は「選定企業」は、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

また、「事業者」又は「選定企業」は、製造した各「本事業衛星」について、工場から射場に搬入する期間においても当該各「本事業衛星」に生じた損害を補償する保険を付保するものとする。その内容は「事業者」の提案によるものとする。

また、「事業者」又は「選定企業」は、業務遂行上及び車両運行上における事故に起因する対人及び対物損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2. 「維持管理・運用業務」に係る保険

(1) 「本事業衛星」の打上げに係る保険

① 打上げに係る第三者賠償責任保険

保険内容： 「本事業衛星」及び打上げロケットの所有、使用、又は管理に起因して発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を補償

契約者： 「打上企業」

被保険者： 国、「事業者」、「選定企業」、「打上企業」、「打上関連企業」（「法令等」に基づく者も含む）

保険期間： 「リフトオフ」から1年間

てん補限度額：射場の所在する当該地・国の法律によるものとする

免責金額： なし

その他： 交差責任担保特約を付帯する

「事業者」は、「打上企業」をして上記の保険契約を締結させたときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出する。

「事業者」は、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

(2) 「地上施設」の「維持管理業務」及び各「本事業衛星」の「運用業務」（但し地上における「運用業務」のみ）に係る保険

① 第三者賠償責任保険

保険内容： 「地上施設」の「維持管理業務」、各「本事業衛星」の「運用業務」（但し地上における「運用業務」のみを対象）に起因する第三者に対する対人及び対物賠償損害を補償

契約者： 「事業者」又は「選定企業」

被保険者： 国、「事業者」、「選定企業」並びにこれらのすべての「下請負人」

保険期間： 「維持管理・運用業務」開始日から「本契約」の終了日まで

てん補限度額：対人1億円/1人 以上 10億円/1事故 以上
対物5億円/1事故 以上

免責金額： 「事業者」の提案による

その他： 交差責任担保特約を付帯する

また、「事業者」の帰責事由により国が所有する施設（「本事業衛星等」を除く）を損傷させた場合の賠償損害も補償できる内容とする

「事業者」又は「選定企業」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出する。

「事業者」又は「選定企業」は、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

また、「事業者」又は「選定企業」は、業務遂行上及び車両運行上における事故に起因する対人及び対物損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

3. 「全般管理業務」及び「その他の業務」に係る保険

「事業者」又は「選定企業」は、必要に応じて「全般管理業務」及び「その他の業務」遂行に係る保険を、全「事業期間」について、提案することができる。その内容は「事業者」の提案によるものとする。

上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出する。

「事業者」又は「選定企業」は、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

以上

別紙 9 不可抗力による費用分担

本契約第 36 条に定める「不可抗力」による費用分担は以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことに出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。ただし、「事業者」、「選定企業」又は「再受任者」若しくは「下請負人」の構内における火災、経済事情の変動、原材料又は輸送手段の調達困難等は「不可抗力」には含まれない。

なお、「不可抗力」の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

宇宙空間での自然現象若しくは障害物に起因するもの（以下「宇宙災害」という。）、「発注者」の想定を超える自然災害（大地震、大津波、大噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、以上潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊を含む。）をいう。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合をいう。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外的の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え等。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 「整備調達期間」及び「維持管理・運用期間」の変更、延期及び短縮に伴う「本事業衛星等整備費」、「本事業衛星等運用・維持管理費」及び「全般管理業務費」（金利及び物価変動を含む。）に係る追加費用
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した「本事業衛星」及び「地上施設」の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 「整備調達期間」及び「維持管理・運用期間」の変更に伴う各種契約条件変更及び「不可抗力」を理由とする解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）

- ⑥ 「整備調達期間」及び「維持管理・運用期間」の変更、延期及び短縮に伴う「事業者」の間接費用及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 各「本事業衛星」の「整備調達期間」中の損害分担

- ① 各「本事業衛星」の引渡しまでに発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、「発注者」が全額負担する。ただし、宇宙災害を除く「不可抗力」については、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（割賦手数料を除く。）の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2) 各「本事業衛星」の「維持管理・運用期間」中の損害分担

- ① 各「本事業衛星」の引渡し以降に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が当該「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、「発注者」が全額負担する。ただし、宇宙災害を除く「不可抗力」については、各事業年度における追加費用及び損害額につき、当該事業年度における当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用維持管理費」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合には、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

別紙 10 「国有財産無償貸付契約」の様式

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業
に関する国有財産無償貸付契約書（案）

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人●（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、国有財産の貸付けに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第11条の2第1項、第12条第1項の規定に基づき、次条に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおり。

所	在	地	区	分	数	量	備	考
			土地			m ²		

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を、平成24年●月●日に防衛省との間で締結したXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する事業契約（以下「PFI事業契約」という。）に基づき、PFI事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（使用範囲）

第4条 乙は、PFI事業契約に定める事業工程表に基づき、PFI事業契約の履行に必要な範囲を貸付物件の使用範囲計画書として提出しなければならない。

2 甲は、乙の提出した貸付物件の使用範囲計画書に基づき、貸付物件の使用可能範囲を定めることができる。

3 甲は、貸付物件の使用可能範囲を定めた場合は、別紙●に定める使用可能範囲としてこれを作成し、乙に通知する。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、平成●年●月●日から、PFI事業契約に基づき地上施設の引渡し又は契約解除に伴うその出来形部分の所有権を甲が取得するまでの期間とする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 乙は、貸付物件に係る使用権を第三者に譲渡し、貸付け又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。但し、乙は、PFI事業契約の契約上の地位と共にでなければ、本使用権を第三者に譲渡等することはできない。

2 乙は、前項の場合を除いては、本使用権を第三者に譲渡等することはできない。

- 3 乙は、貸付物件上の自己所有の建物その他工作物をPFI事業契約上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡し又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 本条第1項又は第3項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務等)

- 第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
- 2 乙は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存の瑕疵によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。
 - 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

- 第9条 甲は、第7条、前条第1項又は第2項に規定する義務に違反したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

(違約金)

- 第10条 乙は、第5条に規定する期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。
- (1) 第9条に定める義務に違反した場合 金(貸付物件の時価の1割)円
 - (2) 第3条、第7条又は第8条に定める義務に違反した場合 金(貸付物件の時価の3割)円
- 2 前項に定める違約金は、第13条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、第5条に定める貸付期間中に国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、PFI法第11条の2第12項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

(PFI事業契約との関係)

- 第12条 PFI事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合には、本契約はPFI事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(損害賠償等)

- 第13条 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、第11条第2項の規定に基づき本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、PFI法第11条の2第12項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(必要費等の放棄)

第 14 条 乙は、第 5 条に定める貸付期間が満了し、又は第 11 条の規定により契約を解除された場合及び第 12 条の規定により本契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 15 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 16 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 17 条 本契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成●年●月●日

貸付人 国
契約担当官
防衛省 氏名

借受人 住所
氏名

別紙 1.1 各「本事業衛星」に「分損」が発生した場合の違約金の算定方法

本契約第100条第3項の定めにより、「事業者」の故意又は重過失により「本事業衛星」が「分損」した場合、当該「本事業衛星」の寿命短縮や機能低下の割合（以下「分損割合」という。）に応じて、「分損」に係る違約金を以下のとおり算定する。

1. 分損割合の算定方法

分損割合 = $1 - \text{「運用期間の残存割合」} \times \text{「通信能力の残存割合」} \times \text{「ビーム能力の残存割合」}$

※1 「運用期間の残存割合」：

「分損」発生後の当該「本事業衛星」の残寿命期間

$\frac{\text{「要求水準」で定める「本事業衛星」の設計寿命（又は直前の「分損」時に認定した残寿命期間）} - \text{「分損」発生時点までの当該「本事業衛星」の運用期間}}{\text{「要求水準」で定める「本事業衛星」の設計寿命（又は直前の「分損」時に認定した残寿命期間）}}$

なお、上記に係る期間の計算は月単位とし、1ヶ月に満たない期間は切捨てる。

※2 「通信能力の残存割合」：

「分損」発生後の当該「本事業衛星」の使用可能周波数帯域

$\frac{\text{「要求水準」で定める（又は直前の「分損」時に認定した）「本事業衛星」の使用可能周波数帯域}}{\text{「要求水準」で定める（又は直前の「分損」時に認定した）「本事業衛星」の使用可能周波数帯域}}$

※3 「ビーム能力の残存割合」：

「分損」発生後の当該「本事業衛星」において使用可能な（日本周辺ビームの個数×5+スポットビームの個数×1+狭域スポットビームの個数×2）

$\frac{\text{「要求水準」で定める（又は直前の「分損」時に認定した）「本事業衛星」の（日本周辺ビームの個数×5+スポットビームの個数×1+狭域スポットビームの個数×2）}}{\text{「要求水準」で定める（又は直前の「分損」時に認定した）「本事業衛星」の（日本周辺ビームの個数×5+スポットビームの個数×1+狭域スポットビームの個数×2）}}$

ただし、バス管制機能又は中継器管制機能が完全に喪失した場合等、当該「本事業衛星」による通信中継機能の完全な喪失は、「全損」とみなす。

2. 違約金の算定方法

「分損」に係る違約金 = 「分損」発生時点の当該「本事業衛星」に係る「衛星調達費」（ただし、打上費用を除く。）の未払額 × 「分損割合」

別紙 1 2 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負者等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 13 談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙 14 再計算の利息の算定にかかる「割賦利率」

割賦利率は、(1)「基準金利」と(2)利ざやの和で構成される。

1. 基準金利

支払方法に応じ、別紙7における「基準金利」の算定方法に従い、再算定する。

2. 利ざや

契約解除の事由により以下のように定める。

- (1) 本契約第102条、第106条第一号若しくは第二号又は「事業者」の故意若しくは重過失により「全損」が生じ第101条第1項により解除する場合
上乗せする利ざやは認めない。
- (2) 本契約第103条、第104条又は「発注者」の帰責により「全損」が生じ第101条第1項により解除する場合
事業計画書に記載されている利ざやとする。
- (3) 本契約第105条又は「法令等の変更等」、「不可抗力」若しくは「事業者」の軽過失により「全損」が生じ第101条第1項より解除する場合
「事業計画書」に記載されている融資者から提示のあった利ざやとする。この場合、「構成員」である株主からの劣後融資等は含めない。